

令和3年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年9月7日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 11名

1. 欠席議員 3番 中島 健男

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
建設環境課長 篠原英男	産業振興課長 今井一行	
会計管理者 羽場厚子	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後3時26分

議長（田中三江君） おはようございます。これから本日9月7日の会議を開きます。

報告します。3番、中島健男君から欠席届が出ております。また、櫻井教育次長、山口保育園長から欠席届が出ております。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影と信濃毎日新聞社の取材を、それぞれ許可しております。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（田中三江君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、8人の議員から一般質問の通告がなされています。

なお、本日、3番議員、中島健男君が欠席のため、立科町議会会議規則第61条の規定に基づき、本日9月7日の一般質問は、今井 清議員、芝間教男議員、森澤文王議員、村田桂子議員の、一般質問の開始時刻を繰り上げて行います。したがって、通告順1番を除く通告順2番から5番までを行います。

質問は、通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位並びに町当局は実質的な審議を尽くされますよう、お願いいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内です。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、**6番、今井 清君**の発言を許します。

件名は **1. 町民の声を聞く政策は**

2. 求められる職員像とはです。

質問席から願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） おはようございます。6番、今井 清です。通告にしたがいまして、質問をいたします。

まず初めに、コロナ禍において町民の声を聞く機会をどのような方法で考え、実行されているかについて、伺います。

新型コロナウイルス感染拡大が止まりません。感染力が強いデルタ株の蔓延で、全国の大都市圏を中心に爆発的に感染拡大が続いており、地方にも飛び火して、長野県でも感染者が伸びています。ワクチン接種が進んでいるにもかかわらず、立科町でも感染者が出ている状況でございます。当町の主要産業である観光と農業にも、大きな影響が出てきていると感じています。

夏休みやお盆は、観光地には書き入れどきで、今年はたくさんの観光客でにぎわうことが期待されていましたが、今年もデルタ株の急激な拡大に加え、前線の停滞による豪雨災害のダブルパンチで、大きな減収になったと承知しています。飲食店にしても、客足が伸びず、苦しい経営状況が続いているのではないのでしょうか。首都圏のレストランと取引をしている野菜農家の話では、コロナの影響でせっかく作った野菜が全然売れない、廃棄しなければならない状況であるとの話を伺いました。

そんな現状を知るためには、町は様々な方法で町民の声を聞くことが、とても必要になると思います。今、何が問題で、どのような対策が必要なのか、的確な状況判断と迅速かつ有効な対策が最も重要だと、私は考えていますが、このことについて、町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。それでは、今井議員の質問に対し、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の町独自の対策については、感染症の拡大状況等を見定め、国県の動向にも注視し、町民や町内事業者の状況を踏まえ、財政面等も勘案し、総合的に判断をして対策を講じてまいりました。特に経済対策については、町、立科町商工会、信州たてしな観光協会が協議をし、連携して事業に当たり、当該事業者が少しでも期待や希望が持てるよう、支援してまいりました。

本年度は、町独自の対策として、町民の消費喚起を図り、町内事業者を支援し、併せて町民支援にもつながる商品券配布事業や、G o T o 信州立科町、特に感染症の影響が大きい町内事業者への経営継続支援金の支給等、町民及び町内事業者への支援や感染防止対策などを目的に、地方創生臨時交付金等を活用しながら事業を進めております。

以上であります。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 今のご答弁で、総合的な判断をされて、政策に当たっているということなのですが、それが正しいのかどうかということは、やはり町民の声を聞かないといけないと私は思っているんです。私は、町は常に町民の皆さんに寄り添った行政を行わなければならないと考えております。今、コロナ禍で、町民皆さんがどんなことに困っていて、どのような対策を必要としているのか。町のコロナ対策に対して、その実態はどう影響して、成果は上がっているのか。収入が途絶えてしまって、生活基盤が崩れてしまうような状況が生まれていないのか。その現状把握が最も必要なのではないのでしょうか。

町民の声をどのような方法で収集をされているのか、町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 昨年5月には、コロナ禍の影響で町民の皆さんのご心配、ご負担ございましたけれども、コロナ禍の中ではございますけれども、担当課長とともに、私自身も観光地に赴き、実際の状況を自分の目で確かめ、事業者の皆さんから直接お話を聞きしてまいりました。しかし、迅速に有効な対策を講じる必要がございますので、全ての事業者から状況をお聞きすることは難しいという観点から、多くの事業者が加入する商工会や観光協会からも情報を得ながら、相対的な状況把握に努めてきたところでございます。

そして、これらの情報を基に、国県の交付金、補助金等を活用し、町独自の対策を講じていく考えを現在持っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 今のお答えの中で、観光地に赴いたということなんですが、たくさんの町民がいて、業種も様々だと。そういった声を吸い上げる工夫が、ぜひ私は必要じゃないかと思っているんです。町長が一々全の町民の皆さんのところに回るっていうわけには難しいものですから、それは現実的には困難な状況なので、それをどうやって声を吸い取るかっていうことが一番重要じゃないかと思うんです。困っている人の声をどうしたらより多くの情報を得られるかっていうことが、私は一番重要だと考えています。

コロナが蔓延して、役場の窓口に行きたくても行けない方もいるのではないのでしょうか。こんな状況のためには、コロナ何でも相談窓口などを開設されたらいかがでしょうか。電話相談を主として、課を横断して窓口が今ぜひ、私は必要であると感じていますが、これについては町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。今議員ご心配の件、ごもっともなことだというふうに思っております。当然、町民の皆さんのご心配、ご負担を少しでも軽減をするために、新型コロナウイルス感染症に関する各種支援として、ご心配やお悩みごとに対応するための支援制度の名称や概要等、問合せ先を示した一覧表を全戸配布しております。

コロナ禍の長期化によりまして、制度等も変遷していくことから、現在はお示しをしておりますけれども、町行政等に関わるご相談等であれば、感染症に限らず担当部署で分からない場合は、役場の代表電話におかけをいただきたいというふうに思いますし、ご相談等のご用件を確認して、担当課のほうにつなぎ、担当課で対応させていただきます。来庁時には、総合窓口である住民係にお尋ねをいただきたいというふうに思っております。

相談の内容は多岐にわたりますので、また複雑化もしております。これらは、これ

までのことについて、担当部署へご案内をし、対応していきたいと考えております。
なお、ワクチン接種に関しましては、予約の受付などと併せて専用のコールセンター
を設置しておりますので、ご利用いただきたいというふうに思っております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のご答弁では、担当課でというようなお話なんですが、これは様々な
コロナの感染症の問題ですとか、当然収入が途絶えてしまったような形状の問題です
とか、仕事が無くなったいろいろな問題、様々な問題を抱えている町民皆さんも多い
と思うんです。そういったときに相対的なところを振り分けていただけるような体制
をぜひ取っていただきたい。それが町民ニーズに沿った行政運営だと、私は思ってい
ます。

立科町が正しい方向に進んでいるのか、町民ニーズに応えた行政を行っているのか、
そのためには部落懇談会を開催して、町民皆さんの生のお声を聞く必要が重要なので
はないでしょうか。東御市では、7月に5地区でまちづくり懇談会を開催したと伺い
ました。コロナ対策を徹底し、広い体育館で開催したと伺っています。理事者が出席
し、市民と活発な意見を交わしたと広報に掲載されています。

両角町長は就任以来、今まで各地区での部落懇談会を開催されてこなかったと思い
ますが、私は行政の責任として各地区に出向いての懇談会は、とても重要な政策だと
考えています。このことについてはどのような考えを持っていらっしゃるのか、伺い
ます。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。当町では、7月に区長、部落長を対象と
した調整懇談会を、十分な感染対策を講じて開催をし、町が進める重点施策、課題等
を説明し、各部落からの意見及び要望に回答を申し上げ、意見交換を行っております。
地区懇談会については、町政運営や町の施策について、町民の皆さんのご意見を直接
お聞きする場であり、とても重要なものと認識はしております。

私としては、本年度の初めに開催をしたいという思いがございましたけれども、感
染症の影響が拡大している影響によりまして、実現には至っておりませんが、現在、
全国的にワクチン接種が進んでおります。その成果により、感染症の状況が穏やかに
なれば、開催したいというふうに思っております。今後の感染状況を見ながら、検討
してまいりたいというふうに思っております。

なお、先ほど来、議員のほうから地区懇談会等開催されていないんじゃないかとい
うことで、そのことをただいまも申し上げたわけでありましたが、私は就任前から、い
わゆる選挙の公約の中でも申し上げてまいりましたが、私の思っている町の重要課題、
そして重要施策、これらについてやはり住民の代表であるといいますか、住民から公
募した皆さん方の中から出てきた、いわゆるまちづくり創生会議、このところできっ
かりとご議論、ご検討をいただき、そこで答申もいただいているわけでありまして。こ

れらと重ね合わせるように、ただいま申し上げたように、これから感染対策もありましたので、遅れてまいりましたけれども、地域の皆様の声を改めてお聞きする場を持ちたいと、このように考えております。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） ぜひコロナが収束の方向に向かったらやるべきではないかと、私は考えています。創生会議は、私もメンバーだったんですが、創生会議はなかなか回数もありますし、限られた、出たくても出られない方がいらっしゃったと、私は承知しています。仕事がありますので、通常、仕事の中でどうしてもその日程に合わない方もいらっしゃったんじゃないかと思っていますので、そういった声をやっぱり酌み取るには、出向いて懇談会等は開催する必要があるんじゃないかという基本姿勢はぜひもっていただきたいと思います。

確かに、今のコロナの感染状況を考えますと、部落懇談会等の開催は難しいと私も思いますが、今はパソコンやスマートフォンを使ったウェブ会議が社会では当たり前の時代となっています。当立科町の議会でも、町民と語る会のオンラインミーティングも現在検討しておるところでございます。オンラインであれば、自宅からでも参加できます。コロナ禍でも開催可能なのではないかと考えます。オンラインミーティングなどで、町民の声を吸い上げる取組をするべきではございませんか、町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。地区懇談会を開催するとすれば、私は多くの町民の皆さんのご参加をいただきたいというふうに思っております。町民の皆さんの中には、ウェブ会議ができる機器をお持ちでない方、また取扱いに不慣れな方もいらっしゃるのではないかとこのように思っております。その方も参加できるように、現時点においてはこれまでと同様の方法で、実施をしていきたいというふうに思っております。

議員のおっしゃる、いわゆるオンラインミーティングということも、一方法ではございますけれども、やはりこれは広くいろんな皆さんが参加するという観点の中から考えますと、私は対面的な懇談会というものが一番広く皆さんが集まる場であるというふうに考えております。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 私が申し上げたいのは、時代に合った、そういった住民の声を聞く方法を考えるのが行政である、そこを言いたいんです。ですので、今、今後はウィズコロナの時代というように言われている最中です。いつ収束するかもなかなか難しい状況もあるわけですので、そういった中でどうやったら声を聞き取る方策ができるかっていうことを、その中で声を聞いていかないと、時代に合った施策を行っているのかどうかっていうことが分からない状況も生まれてくるので、それについては十分検討し

ていただきたいと思います。

さて、役場の入り口と蓼科牧場の白樺高原総合観光センターの入り口に、アイデアボックスというものが設置してあります。これはりんごの形をした郵便ポストのようなものでございます。このりんごのボックスは、町民皆さんがアイデアとか意見などを、気軽に投稿することができるために設置をされました。しかしながら、設置当時は広報されていたのですが、現在は役場のホームページとか広報でも取り上げられておりません。

せっかくあるのに、忘れ去られた存在になっているのではないのでしょうか。りんごは立科町の特産品であって、本当に素敵なアイデアボックスなのに、私は残念でなりません。役場と白樺高原総合観光センター入り口のりんごのアイデアボックスは、毎月中身の回収をされていると承知はしていますが、その現状について担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） アイデアボックスの活用状況につきまして、答弁をさせていただきます。ご承知のようにアイデアボックスにつきましては、今から26年前、合併40周年の記念事業として第3次長期振興計画に基づき、人と自然が輝く夢のあるまちづくりをさらに積極的に推進するため、議員おっしゃるように町民の皆さんからまちづくりについてのご提言をいただこうと設置をされ、現在まで広くご利用をいただいているものでございます。

町民参加のまちづくりの原点でもある町民の声をどのように生かすかが、具体的な形となったものと理解をしております。そして、りんごのところに掲げられております、みんなでつくろう夢のある町に対するご提言は、現在も引き続き期待をされているところでございます。役場の窓口につきましては、週1回、総合観光センターは適宜確認をさせていただき、ご提言やご意見などは全て町長が目を通しております。

過去のご提言の中からは、実際に取り入れた内容もございます。内容によりましては、各担当課へつないだ上で、ご回答できるものは直接ご回答するなどの対応をしているところでございます。また、特に職員の資質に対してのご意見が多く見受けられますが、その都度職員に注意喚起をするなど、住民サービスの向上につなげるよう、取り組んでいるところでございます。

設置から年数がたちまして、ここ数年は年間1桁ぐらいですか、そちらの程度となっておりますが、設置当時と比べ、インターネット環境やスマホの普及などによりまして、町民の皆さんがご意見などを投稿できる方法も、多種多様となっているためではと、推測をしているところでございます。しかしながら、アイデアボックスも一つの媒体として、今後でもご利用いただきたく、議員おっしゃるように町民への周知もしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 本当に当初の設置の目的があります。とてもいいことだと思うんです。

それが大変残念なのは、今周知されていないから、町民の皆さん忘れてしまっていると思うんです。りんごのアイデアボックスは、このコロナ禍において町民皆さんが意見や要望するために、とても優れた仕組みであると私は考えています。人と直接接することがなくて、町民皆さんも安心して手紙等で意見を投稿することができます。もっと町の広報とかホームページで、広く知らせるべきではないかと思います。

りんごのアイデアボックスが活かされていない状況を踏まえ、町民の声を吸い上げるツールとして有効活用するべきと私は考えますが、担当課長はどう考えるか、伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 先ほどお答えをさせていただきましたとおり、一つのツールとして、今後、皆さんにご利用していただきたく、周知をしまいたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） ぜひコロナ禍でどういった方法でということを見ると、私はもっと、私が申し上げたからやるってことじゃなくて、これはもうもっと早くからこれを使ったらどうだということ、職員の間から意見が出てしかるべきなんじゃなかったかなと考えています。

広報の担当課長に伺いますけども、コロナ禍だからこそどうやったら町民の声を吸い上げることができるのか。そのことの方法を考えるのが大変重要な職員の役目であると思っていますが、そういうことを考えていらっしゃるのかどうか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。コロナ禍の対応にかかわらず、町民の皆さんの声を聞き、それを施策等に活かしていくことは基本であり、重要なことであると認識しております。ホームページでは、記事の横、または下に、広報たてしなでは、記事の最後にお問合せ先を掲載し、事業や業務等に対するご質問やご意見をいただいております。また、ホームページの各課の窓口では、係ごとに主な業務内容、連絡先等も掲載してございますので、そこに連絡をいただければ担当課で対応させていただきます。

最近、ご意見等をメールでいただくことも増えております。その場合は、役場の代表メールアドレスへお願いしたいと思います。町のホームページでは、もっと見やすくする等の工夫が必要と感じております。その中で、ただいま申し上げた内容も含めて研究することになると思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 私もホームページを見て、よく知っているんですけど、なかなかここに声を出していいかというコーナーがすぐ分からないんです。課長が言ったように、お問合せ先がメールアドレスでって、そんで代表のほうっていっても、そこがやっぱり使う人の立場に立ってつくられたホームページであるかどうかということが一番重要であるって考えていて、どこへ問合せしていいのか、今担当課長が連絡先へ連絡してくれていう話なんだけど、私はできれば町のホームページ等には、町民の声のコーナーみたいなものを設けてもらうとか、そういった工夫をすべきなんではないかと思うんです。

誰でもちょっと見て、ここに問い合わせればいい、ここにメールすればいいということがすぐ分かるようなつくり方をしていただかないと、使いやすい、見やすいホームページにはなっていないと思うんです。せっかくお金をかけているんですから、それについてはもうちょっと見やすいものにするっていうことが、一応一番行政の役目なんじゃないですか。担当課長、その辺どう思いますか、もう一度お願いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。私自身もちょっと見づらいという部分がございます。やっぱりもっと見やすくする等の工夫が必要と感じております。その中で、研究をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） ぜひ近隣市町村のホームページをよく見ていただいて、いいところはいっぱいあるんですから、そこらを参考にさせていただいて、できるところから早急をお願いしたいと思います。

それから先ごろ、オリンピックの応援の、放送のお知らせと有線とかあったんですが、ウガンダ選手がメダルを取ったのに、その放送はされなかったんです。本当でしたら、町民は一生懸命見ている人がいたと思うんです。応援している人がいたから、その結果ぐらいつぐにタイムリーにできなかつたかなと、私は考えているんですが。その辺については広報でお知らせしたということなんですが、それだとあまりにも時間の経過が遅くて、せっかく応援していた町民の皆さんに伝わらなかったんじゃないかと、私は思っているんですが、そのこと自体はどう思っていらっしゃるかお伺いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） ウガンダ選手がメダルを取ったときに、有線放送がなかったということで、お答えします。ウガンダ選手がメダルを取ったときに、すぐに有線放送があればいいということだったんですが、ちょっとコロナの感染の拡大も強まっていた時期でありまして、うちのほうもいろいろ検討をしたんですけども、ちょっと有線放送

はしないで、広報でその分ページ数を開いて、皆さんに報告するという方向で行っております。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） その辺は今後、検討していただきたいと思います。町民の声を聞くことは、私たち議会もそうですが、役場が一番重要なことなんではないでしょうか。何のための行政なのか、誰のための政治を行っているのか。立科町民皆さんのための立科町役場であることを、理事者はじめ職員全員で今一度確認をしていただいて、その声をあらゆる方法で収集して、対応することを強く求めたいと思います。

以上で、一つ目の質問を終了いたします。

議長（田中三江君） 一般質問の途中ですが、ここで議場換気のため暫時休憩といたします。再開は10時40分からです。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時40分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、6番、今井 清君に一般質問の続きを許します。

6番（今井 清君） それでは、次の質問に移ります。

行政のプロとしての役場職員の在り方に町長に伺います。

さて、両角町長が町政を進めるにあたって、失礼しました、行政のプロとしての役場職員の在り方について、最初に町長に伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員ご承知のように、町行政の基本原則として、1つとして住民福祉原則、2つ目として行政効率の原則、3つ目として法令適合の原則が、この3つが自治法で規定をされております。

第1の原則である住民の福祉を増進させるため、職員は意識を持って、その事務事業に取り組まなければなりません。

住民の福祉を増進することは、地方公共団体の存立目的となるものであり、それに努めることは当然であると、私は考えております。

職員一人一人が意欲を持って、元気に業務に取り組むことが町のため、そして、また町民益につながるものと認識をしておりますし、重要な課題であるとも捉えております。

以上であります。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 今の回答で、職員一人一人が意欲を持って仕事に当たると、私も同感で
ございます。

さて、両角町長は、町政を進めるにあたりまして、いくら大きく旗を振っても、そ
れを実践するのは役場の職員でございます。職員が町長の声に応じて迅速、的確に動
かないとスムーズな町政運営ができません。

それは、私が職員OBとして実感してきたことでございます。いかにやる気のある
職員が活躍するか、それには職員のモチベーションを上げる取組が最も重要だと、私
は考えています。

自分で頑張っってそれが評価につながることに、周りに認めてもらうこと、町民皆さん
からの評価につながることに、実感できるとすごく励みになると思います。

このことについて、副町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

役場は町民の期待に応え、町民から信頼される町政を安定的に運営するために、職
員一人一人が、質の高いサービスの提供に努める必要がございます。

職員の仕事に対するモチベーションアップは、職員一人一人が仕事に意欲的に取り
組むことにより、町の施策を前進させ、住民サービスの向上につながるものであり、
大変重要であると考えております。

本町では、職員が働きやすい環境を整えるとともに、平成30年度に人事評価制度を
見直したところでです。

また、こうした制度設計とともに、上司からのねぎらい、プラス評価、信頼と期待
感が、職員のモチベーションを高め、仕事へのやりがいを感じ、自発的かつ意欲的に
仕事に取り組むと言われております。

そのため、管理職には、部下のやる気スイッチを押し、職員のモチベーションを上
げるといふ、マネジメントをしっかりと行うことが求められております。

これまでの上司と部下との面談に重きを置いた、人事評価制度におきましても、
個々にコミュニケーションを図ることにより、職員のモチベーションを上げる努力を
してまいりましたが、職員のモチベーションの向上と職場の雰囲気づくりにも、大変
有効なものであると考えており、今後もこういった取組を継続するとともに、管理職
による人材育成のマネジメントを強化してまいりたい、そんなふうと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 一生懸命やる気があれば、自然と役場の前に進むわけですから、職員の
モチベーションを上げることは、町の評価を上げることに繋がると、私は思います。

それは、町の将来に影響することだと、私は考えます。やる気のある職員であれば、

町の将来はきっと明るいものになるのではないのでしょうか。今は社会情勢が大きく変わっています。いかにコロナ後のことを考え、それを政策に結びつけるのか、そのところが見えないと、現状維持だけで満足してしまう職員は前に進まない、私は考えます。それは町の政策が前に進まないことにつながります。

実務の中において、適正、的確、迅速に仕事が進められているのか、人事評価に取り組んでいると思いますが、実際には、人事評価制度が給料やボーナスに明らかに反映しているとは、言い難い状況であると承知をしています。

僅か数%の反映では、給料に大きく開きが出るわけでもなく、評価そのものの成果が得られないのではないかと、私は考えますが、その辺について、副町長の考え方を伺います。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

現在の人事評価制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成30年度から、それまでの制度内容を、見直しをしまして、スタートをしております。今年で4年目を迎えております。

人事評価制度の目指すものにつきましては、質問のご題目にもありますように、求められる職員像の実現でもあります。

1つは住民から信頼される職員、2つ目は適切な業務処理能力を備える職員、3つ目は新たな課題に挑戦し未来を切り開く職員、4つ目は使命感を持って公平、公正に業務を遂行できる職員、5つ目は職場で信頼される職員です。

このように人事評価制度の目的には、職員一人一人の能力を向上させ、その能力が発揮され、活用される環境の整備が一つに上げられます。また、処遇への反映も想定をしておるところであります。

現在の制度では、実際に昇給、勤勉手当等の反映はしておりませんが、役職への昇格には反映をしている、そういった状況であります。

こういった件につきましては、課題として認識をしているといったところでありませぬ。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 課題があるということ認識されているとしたら、課題はいい方向に改善するべきだと、私は思っているので、その辺については、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

そこで提案を申し上げますが、人事評価には上司の評価だけでなく、各課と係以外の同僚職員の評価も加えるべきではないのでしょうか。その仕組みのほうが、より平等で正確な評価につながると、私は考えています。

人事評価制度のこのような見直しをされたらいかかごと提案申し上げますが、い

かがでしょうか。副町長に伺います。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

現在の人事評価制度では、職員の現有能力を把握し、上司と部下が共有する仕組みとして、自己評価と育成面談制度を導入をしております。組織目標と個人目標を設定し、目標管理により全体の組織力を高めております。

また、面談は上司と部下の双方向のコミュニケーションを充実させる目的も果たしております。

先ほど申し上げましたけれども、現在の評価制度が新たに導入されて、まだ4年目です。内容の見直しの予定は現在のところありませんが、議員のご提案としては、お伺いさせていただきと思います。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 私は、町はより顔が見える行政を行うべきだと考えています。顔が見える行政とは、より職員が住民と身近な関係を持つこと、あの職員は丸々係の誰々さんだよと言ってもらえることが、とても大切で、住民から指名をされるくらいなのが、理想であると考えています。

しかし、現在、町民の皆さんが、職員の顔と名前をどのくらい承知しているのでしょうか。区の役員さんとか、行政関連団体の役員さんでもない限り、あまり知られていないのではないかと感じています。

私自身も、新人職員が大変多くなって、今年は10名だと思いますが、まだ全員を承知しておりません。やはり役場の職員は、身近な存在になってほしいと思います。

あの人に頼めばすぐやってくれるばいと言ってもらいたくありませんか。それが、職員の信頼であり、役場全体への信頼につながるのではないのでしょうか。このことについて、町長はどう考えますか、伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

私も就任以来、事あるごとに職員全体に対して、習慣づけようと申し上げてきました。その中では、やはり挨拶であります。町民の皆さんや来庁者に対して声をかけることで、積極的に相談をされたり、また次の相談にもつながるなど、次第に人間関係の構築ができる。そういったことにより、さらには信頼が築けるのではないかと考えております。

業務内容も異なる中では、住民との関わりに多少差は出てくるかとは思いますが、挨拶は共通であります。一例として挨拶上げましたけれども、業務全般にわたり、職員が役場職員としての自覚を常に持ち、住民に寄り添った業務推進を図っていかれますように、私も私なりに努力をしてまいりたいと考えておりますので、今後

も職員に対しては習慣づけということを常々、これからも申し上げていきたいと思っております。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 今の答弁のように、習慣づけは挨拶が基本ですから、その辺は、私は特に重要であることは、町長と同感でございます。

ですが、そのために今は、ケーブルテレビとか、有線放送、それから広報誌、ホームページなどで、伝達メニューはたくさんあるわけです。今現在ですから。

今年は特に新人職員10名です。全然顔も分からない状態なので、できれば、ケーブルテレビ等で自己紹介することなどされたらいかがかと思いますが、いかがですか。

一部の職員さんは、実施してケーブルテレビで放送されている場合もあるかと思うんですけども、これはできるだけ多くの職員、全職員を対象にするようなことを考えたほうがいかがかと思いますが。

このことによりまして、職員の顔と名前を広く町民全体に知らせることにより、知名度も上がり、職員の自覚も生まれることにつながると、私は考えますが、町長はどう考えますか、伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

町では、町民の皆さんへの情報伝達のツールとして、ホームページや有線放送、そしてまた音声告知放送、ケーブルテレビなど、様々な媒体を活用をしております。

議員ご提案の職員を知ってもらうための手段としての位置づけはしておりませんが、情報発信の方法として、より多くの職員が必要に応じて有効活用できるように、取り組んでまいりたいと考えております。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 先頃、両角町長はケーブルテレビとか有線放送で、コロナ対策について御仁が出て、町民の皆さんに呼びかけをされました。私はとても心に響いて、とてもよかったなと感じているんです。

町長が率先して、こうやっているんだから、職員も、私を見習って、そういった、ケーブルテレビとか有線放送を通じて、自分の業務内容であったり、お知らせすることなどを行ったらどうかということを、町長自ら模範を示しているんですから、そういうことを職員に対してもやらせるべきじゃないかと思うんですが、もう一度、町長お願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 私のことを、今、議員のほうからおっしゃっていただき、大変恐縮しておりますけれども、いずれにしても、職員というのは住民の最たるサービスマンということでもあります。

このことは、顔を売ったり、名前を売ったりということもありますけれども、一番

はやはり地域の住民との信頼関係、これを築くためには、まず顔と名前を知っていただくということでもありますので、そういったこともあるんでしょうけれども、やはり一番は役場に来ていただく、あるいは地域でいる担当職員と、そういった職員が、そういった地域、あるいは住民の皆さんとしっかりと顔とかを会わせて、笑顔の元気のある職員が住民と接すると、こういうことが一番かなと思っておりますので、議員のご提案につきましてはお聞きをしておきます。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 私の経験からいえば、町民の皆さん顔を覚えていただければ、丸々係の誰々さんと声をかけてもらうことができます。

本当に、そんな名前で呼んでいただくと、とてもうれしかったことを覚えています。それとともに責任感も生まれて、当然役場職員として、仕事やんなくちゃいけないという、そういう気持ちにもなったと感じているので、ここで申し上げているわけです。

さて、当町には地域担当職員制度という制度がございます。各地域でお困り事や行政相談に対応する仕組みだと思いますが、実際には、地区の防災訓練等での参加ぐらいいしか実践されてないのではないのでしょうか。

地域担当職員制度は、役場と地域をつなぐかけ橋となるよう考案された制度と、私は承知していますが、せっかくある仕組みなのに、活用されていないと感じています。地域では、高齢化による農業継続困難な問題や、遊休・荒廃地対策、有害鳥駆除対策、また人口減少高齢化による空き家問題や独居老人世帯への生活支援など、様々な問題を抱えています。

このような地域課題に対して、地域担当職員が地区役員と一緒にあって、地域のために政策に関わっていただくことが、私は必要だと思いますが、町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） はい、お答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃっていただいた、この地域担当職員制度、これは区長、部落長の要請によりまして、職員が地域に出向いて、地域が抱える、議員おっしゃったとおり、抱える課題や地域づくりに対して、地域の皆さんとのコミュニケーションを通じて、求めている情報やノウハウなどをお聞きをしまして、役場関係部署につなげる、地域と行政のパイプ役として、平成19年度に創設をした制度でございます。

会計年度任用職員を除きます、全職員を区部落の自治組織に地域担当職員として配置をしており、広報等重量物の部落長への宅配など、定期的に地域に出向く機会も多くございます。

基本的な考え方として、地域の主体的、自主的な活動が優先されるものであると思っていますけれども、あくまでも地域からの活動要請によりまして、地域住民とともに考える場に、担当職員がお伺いするということが、基本かと思っております。

現在、この制度については、4月と7月に区長、部落長に周知を図っておりますが、有効に活用いただくよう、より一層周知方法等を工夫してまいりたいと考えております。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 今、ご返答で地域の活動要請に応じてお願いするってことなんですが、それがなかなか地区の役員さんとか、地域づくりの方に伝わってないと、私は思ってます。今よりもっと地域連携にあった地域担当職員の関わり方を、見直すべきではないかと考えてます。

地区では、予算、決算を作成する際などに、各地区役員さんと地域担当職員との行政相談のようなことをされて、もうちょっと地域に対して、こんなことができるということを、行政職員として接する場を持っていただいたほうがよろしいかと、私は考えているんですが、このことについては、担当課長、どう考えますか、伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

地域担当職員制度の内容につきましては、先ほど町長から答弁があったとおりであります。町としてもこの制度をしっかり活用していきたいと考えております。

新しく4月に就任したとき、また7月の区長、部落長との町政懇談会の中でも、直接ご説明するなど、この制度の周知には努めているところではあり、今後も積極的に周知に努めてまいります。基本的な考え方として、先ほど町長も述べたとおり、地域の主体的、自主的な活動が優先されるものであり、あくまでも地域からの活動要請による活動を行っていききたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） そういったことできるといったことを、もうちょっとPRするべきだと、私は思うので、その辺については、よく広報等でお知らせをお願いしたいと思います。次に、町の職員採用について伺います。

本年度も新人職員が例年に比較して、多く採用されました。4月に6名、9月に4名、計10名だと思いますが、特に最近の傾向として、新人職員の休職とか、退職が多くなっていると伺っています。

当町の状況がどうなのか、副町長に伺います。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、ここ数年経験年数の短い職員の離職など、以前に比べると若干増えているように感じているところであります。

行政職員の仕事は、今井議員も経験されているように、多方面にわたります。住民福祉の向上のために、全体の奉仕者として、業務に当たることが義務づけられてお

ります。

また、近年におきましては、大規模災害や新型コロナ対応など、迅速な対応が必要となる業務も増加してきておりますが、このような状況だからこそ、職員に対する期待も強くなってきているものと感じております。

経験値のない業務におきましては、経験年数を積んだ職員でも戸惑い、悩みながら解決策を見出していくものでありまして、これは新規採用職員につきましても、同様であると考えております。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 新人の職員さんについては、それぞれ夢と希望を持って入庁されていると思いますが、実際業務を担当してみると、自分の想像と違っていた部分とか、こんな仕事をしたかったのに、自分の希望とは違った部署でなじめなかったなど、その職員の適性に合わなかった場合も当然考えられます。

以前でしたら、公務員になったら定年までが当たり前だと思われていました。しかし途中で退職して、違う道に進むという事例も増えているのは、現実だと伺っています。

職員採用に当たっては、今の方法から試用期間を1年として、人事評価を経て適正な判断をしてから、正式採用に移行する仕組みに変更されたほうが、本人にとってもよいと、私は考えています。

また、先頃、テレビである県の職員採用についての放送がございました。県自ら公務員という職種を指定して、より具体的に実戦力のある人材、商社マンや暮しの相談員などを採用している現状が報道されました。

職員採用に当たっては、より実戦力のある人、明確なビジョンを持っている人を採用しているそうです。

採用試験は筆記試験を行わないで、PRシートによる面接採用を行って採用された職員は、社会人としての実績を買われ、それが実際に成果に大きく貢献しているとのこと。

採用方法も時代に即して、より実戦力のある職員を採用するよう、当町においても、専門分野に特化した人材を求め、筆記試験を行わないで、実績や面接などを重視する方法に変えたらいかがでしょうか。副町長に伺います。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

議員ご提案の条件つき採用ということでもありますけれども、地方公務員法の第22条で規定をされております。当町には、そういった条例は特にありませんが、職員には地方公務員法が適用となることから、運用上は可能との凡例も中にはございます。

しかしながら、新規採用者には経験を積んで、実力を発揮いただけるよう、研修機会の創出や自己研鑽の促進など、職員としての成長を促してまいりたいと考えており

ます。

また、専門分野に特化した人材とのことですが、技術職及び専門職の重要性は理解しておりますので、必要な人材は今後も確保していきたいと、その予定であります。

実地能力の検証等につきましては、人事評価や場合によっては、分限処分などの適用により、対応が可能と考えております。

議員の提案のありました職員採用の方法につきましては、ご意見としてお伺いをさせていただきたいと、そのように思います。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） ぜひ、その辺については、今後検討していただいて、よりよい採用となりますようお願いしたいと思います。

以前にも伺いましたが、国・県との人材交流について伺います。

今時代は確実に変化しています。国・県の政策も大きく変わる状況が生まれています。そこに対応するには、国・県とのパイプ役が重要であると、私は考えます。

いち早く情報をつかみ、政策に反映させることが、補助事業一つにとっても、町にとって重要案件だと思います。

そこで、国や県の人事交流をぜひ考えるべきだと思いますが、副町長に伺います。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

町では、職員の資質の向上のため、長野県、上田定住自立圏、相模原市などの職員交流研修を今まで行ってまいりました。

昨年度は、県と上田定住で、各1名の派遣研修を実施をしたところであります。本年度におきましては、交流事業ではありませんが、長野県後期高齢者医療広域連合、佐久広域連合、佐久市・北佐久郡環境施設組合、川西保健衛生施設組合への職員の派遣を継続して行っております。

県との職員交流におきましては、町とすれば、実施する意向もお示しをしましたが、県側との調整がかなわず、本年度はできませんでした。機会があれば、積極的に実施したい、そんな思いもありますが、相手先との調整も必要であり、当町の希望だけでは、進めることができない、そういった状況であります。

今後の計画におきましては、令和5年度に、長野県との交流研修を予定しているところであります。

また、以前は国家公務員の研修も当町で受け入れてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響かと推察いたしますが、現在のところ実施をされていない、そういった状況であります。

以上です。

議長（田中三江君） これで、6番、今井 清君の一般質問を終わります。

これで暫時休憩とします。再開は11時20分からです。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時20分 再開)

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**2番、芝間教男君**の発言を許します。

件名は **1. 立科町のホストタウン事業とその後について**

2. 8月豪雨についてです。

質問席から願います。

〈2番 芝間 教男君 登壇〉

2番（芝間教男君） 2番、芝間です。通告に従い、2件質問をさせていただきます。

まず、第1番、立科町のホストタウン事業とその後についてということですが、東京オリンピック、パラリンピックについては、コロナ禍の中、9月5日、いろいろありましたけれども感動をもちまして終了をいたしました。

ホストタウンにつきましては、2021年8月10日現在で、462件の登録、自治体533、そして185の国や地域との交流が行われたということであります。

立科町では、アフリカ赤道直下にあるウガンダ共和国と平成30年1月ホストタウン第6次申請において申請し、その申請には標高1,500メートルに位置する信州高原、信州白樺高原は中距離走の練習の適地であり、これを生かしてウガンダの陸上チームの事前合宿を実施する。当地で行われるマラソン大会や合宿に訪れる市民、学生ランナー及び当町の児童、生徒等の交流により、ウガンダチームを応援する機運と当地の認知度を高めていくとして、同年2月登録されたものであります。

内閣官房東京オリンピック、パラリンピック推進本部によりますと、ホストタウンとは東京大会の開催により多くの選手、観客が来訪する機会を国全体で最大限生かし、日本の自治体と東京大会に参加する国・地域の住民等がスポーツ・文化・経済など多様な分野において交流し、地域の活性化等に生かし、そして2021年を超えた長い交流を実現していくということであるそうで、1番、大会参加者との交流。2番、大会参加国の方々との交流から外国を知り、日本を伝える。3番、日本人とオリンピック、パラリアンの交流、との3つの交流を行うこととされております。

パラリンピックも5日まで感動を残し閉幕をした現在であります。まずは、町長に事業実施により得られた成果と、その総括について、ホストタウンの事業についてお伺いをいたします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

立科町は、先ほど議員からもお話ありましたが、縁がありましてウガンダ共和国、陸上競技の東京オリンピックのホストタウンとして平成30年2月に登録になりました。それから、ホストタウン事業として交流等を通して、町民皆様の機運・情勢を図る取組や事前合宿の受入れ準備等を進めてまいりました。

コロナ禍で大会の開催が1年延期され、様々な制約や課題もございましたけれども、事前合宿を実施し、無事に選手団8名を送り出すことができました。事前合宿受入れに当たり、ご理解、ご協力を頂きました皆様方には、この場をお借りして心から感謝を申し上げる次第であります。

この事業により、多くの町民の皆さんにウガンダ共和国という国を知っていただき、アフリカ大陸の遠い国ではございますけれども、より身近に感じていただいたのではないかと考えているところであります。そして、特に子供たちが世界を身近に感じて世界に目を向けることのできるきっかけになってほしいと、そういった願いがこの事業の大きな目的でもございました。

しかし、コロナ禍により計画していた応援や交流事業の多くは中止や変更を余儀なくされ、町民の皆さんが直接選手団と交流を深める事業が開催できなかったことは非常に残念であり、楽しみにしていただいた皆様には、心からおわびを申し上げるところでございます。

このような状況ではありますが、このホストタウン事業を通して、この事業の目的の多く近づくことができたと考えております。この事業の目的に大きく近づいたということは、そこには地域おこし協力隊によるこれまでの活動も大きな力になったと捉えております。

また、東京オリンピックでは、ウガンダ陸上競技選手の活躍が目覚ましく、金メダル2つ、銀メダルと銅メダルそれぞれ1つずつ獲得をしております。町内の子供たちには、今回の体験も生かして大きく育ててほしいと、私は願っているところであります。

以上であります。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 今回のホストタウン事業につきましては、とりわけ地域おこし協力隊の皆さんにもご協力を頂きまして、本当に目的に近づくことができた、私もそう思います。

ホストタウン事業は、コロナ禍における制限の中で取り組まれたということですが、厳しい状況の中、立科町では工夫を凝らしてこの事業に取り組んだというようなことも報道で紹介されておりました。

その後、1番であります、コロナ禍におけるホストタウンの事業についてお伺いいたします。

コロナ禍における実際の町の事業、そして、町民との交流について町民課長にどのようなことがされたか、まずお伺いをいたします。失礼しました、企画課長にお伺いいたします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） コロナ禍の町の事業内容ということで、お答えさせていただきます。

事前合宿については、当初6月30日の入国、7月1日からトレーニング開始の予定でしたが、ウガンダ国内における感染症拡大状況などを踏まえ、ウガンダオリンピック委員会に対し、選手団は2回目のワクチン接種後14日間経過していることや、行動制限の徹底、入国前7日間の毎日PCR検査の実施等、国の指針に加えた感染症対策と入国日程の再調整を依頼し全てを実施し、来日日程を7月14日に変更することで合意いたしました。

事前合宿期間中では、学校法人國學院大學と締結した相互連絡協力基本協定及び覚書に基づき、蓼科寮を専用施設として利用させていただき、町民や一般観光客との接触を断りました。また、毎日、選手団等の健康観察やPCR検査を実施し、こまめな手指消毒などの基本的な感染症対策の徹底に努めた結果、選手団の皆さんを無事にオリンピック選手村に送り届けることができました。

以上です。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 本当に、コロナ禍の中ということでありましたので、私の上げておりました住民との交流、大分、重要なことではあったかというふうには感じておるわけですが、なかなかその部分については制限があり、できなかったなというふうに私も残念に思っているわけですが、インターネット等を使いまして、立科町ではいろいろ工夫を凝らし、直接会うことはできませんが、ホストタウン、ほかのホストタウン地区に比べて情報という面では、私は住民の皆さんに発信をしていたなというふうに感じておるわけであります。

さて、ウガンダは8名の方がこちらのほうにいらっしゃいましたけれども、選手団としましては25名、先ほど町長がお話がありましたとおり金メダルが2つ、銀メダルが1つ、それから銅メダルが1つ、いずれも陸上の関係で取得されたということで活躍をされました。

私は、本当に先ほど今井 清議員のほうからも話がありましたとおり、感動のある結果をもっとリアルタイムに説明、報告したらよかったのではないかというふうに思うわけであります。有線放送等で「さあ、皆さん、ウガンダ、こういうふうに応援しましょう」というふうに有線放送では入ってたんですよ。ところが、その結果についても、やはり有線放送で「こういうふうになりました」というふうに、メダルを取っ

たときに一緒に喜びたい、そういうふうに思うのが、やはりそれも一つの住民との交流ではなかったかというふうに思うわけであります。

また、パラリンピックにつきまして、ちょっと報道が、放送というか町の意識のほうで少なかったかなというふうに思うわけであります。パラリンピックでは、4名の選手が来日いたしました。そして、銅メダルを1人取っておるわけです。デービッド・エモン選手、男子陸上1,500メートル、上肢の障がいのT46の部門で見事4人のうちの1人が銅メダルを取っておるんですが、これも何も報道がなかった。これは一緒に、立科町の住民として、一緒に喜んでいきたいなというふうに思うわけですが、なかなかそれがタイムリーでなかった。また広報等であるようですが、またぜひとも今後、交流の中で、そういうようなこともリアルタイムで交流については知らせていただきたいと思いますというわけであります。

2番、オリンピック後のウガンダとの交流についてということで移らせていただきますが、ホストタウン登録に当たって内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部では、2021年を超えた長い交流を実現していくということがうたわれております。つきましては、オリンピック後のウガンダ共和国との交流について、町の行政として今後の施策、そして小・中・高生・一般の皆さんとの交流について、どのような計画であるのかお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

町としての今後の施策につきましては、東京オリンピックまでが一区切りとして進めてきたことから、これまでの事業の成果を検証・評価して国際交流推進協議会で協議していただくこととなります。しかし、次年度以降の国のホストタウンの財政支援は、現在未定ではありますが、これまで同様の支援は期待できないなど、今後の施策については課題も多くあり難しい状況がございます。そして、今年度におけるこれからの交流事業は、地域おこし協力隊の須藤隊員とともに進行予定で、立科小学校の児童とウガンダの学生とのオンライン交流や食・文化・授業などを計画しております。

以上です。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 財政的にオリンピックの年はお金がつくと。ただ、それが継続してお金がかからないからということで、ウガンダ共和国との交流がやめてしまうということではなく、今、話がありましたとおり、オンライン交流等であればそんなにはお金がかからないと思いますが、ぜひともウガンダのことについても交流を、できるだけ限り今後も進めていければなというふうに思うわけをお願いをする次第であります。

続きまして、蓼科クロスカントリーコースについてお伺いをいたします。

令和元年6月15日、オープニングセレモニー及び内覧会を開催し、クロスカントリーコースが現在まで使われてきているわけでありますが、町民ほか現在は無料で開

放してご利用いただいているところであります。

オリンピック、パラリンピック開催に当たり、標高1,500メートルに位置する信州白樺高原は、中・長距離練習の適地としてホストタウン登録時にはそういうふうにはプレゼンテーションを行ったわけですけれども、開業から現在まで蓼科クロスカントリーコースの利用状況についてお伺いを産業振興課長にお伺いします。

内容は、ウガンダ共和国の選手が練習された状況、そのほかに一般の方々、町内、町外の方が利用されておると思いますが、その利用状況についてお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） まず、ウガンダ共和国の陸上競技選手団の利用状況であります。事前合宿中の7月15日から26日まではほぼ毎日トレーニングを行い、オリンピック本番に向け最終調整を行ったというふうに聞いております。また、選手、コーチからはふるさとのカプチュールワにとってもよく似た環境でトレーニングしやすいというような感想があったというふうにも聞いておるところであります。

次に、一般の方々の利用状況についてでございますが、この施設は令和元年6月15日から供用開始し現在に至っております。

令和元年度ですが、全体で3,181人、そのうち町内で6人、町外の個人で464人、大学・高校等の団体で2,711人でございます。令和2年ですが、全体で1,085人、そのうち町内では8人、町外の個人で256人、大学・高校等の団体利用で821人です。令和3年——本年ですけれども——7月末現在、全体で128人、うち町内はいません。町外の個人で21人、大学・高校の団体で88人という状況であります。

新型コロナウイルス感染症の影響と、本年についてはウガンダ共和国の陸上競技選手団用に利用制限をかけたこともありまして、このような状況の減少傾向にあるということでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） ウガンダ共和国の選手の皆さんには、本当に使いやすいというようなことで利用いただきうれしい限りであります。一般の皆さんの今のお話を聞きますと、元年度が3,181人、2年度が1,085人、3年度が128人と、だんだんちょっと減ってきているかなと、コロナ禍ではありますので、ある部分仕方がないかなというふうもありますけれども、ぜひともまた使っていただけるようになればなというふうに思うわけですが、その維持管理についてお伺いをいたしますが、この施設は第2牧場の中でありまして、国定公園の中ということで、コースの構造については、恒久的なしっかりしたものが造れないというような状況で、毎年のメンテナンスが必要になってきます。特に、一昨年台風19号の豪雨による被害は大きく、補修に多額の費用がかかりました。そうでなくても高地であるための染み上がりなどで毎年補修の経費が必要となります。その維持ということについては、結構課題があると思っておりますけれども、そ

の維持管理方法についてどのような予定であるか、産業振興課長にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 先ほど、議員に質問の中で、国定公園の中にあるためにコースの構造を恒久的なものにできないというような言葉ございましたけれども、このコースについて国定公園内にあることが今のようなクレイ舗装であるという理由ではございません。

アスファルト舗装にしますと体への負担が大きいことから、当初はウッドチップでの舗装を計画しておったところでございます。コースの下見をウガンダ共和国のキプロティッチ選手がしているんですけれども、この選手のアドバイス等もありましてクレイ舗装に変更したものであります。

維持管理についてのご質問ですが、蓼科クロスカントリーコースは議員も指摘いただきましたとおり、毎年のメンテナンスが必要となっております。コースは繊細で、大雨による浸食は常にあり、職員による整備を行っているところです。さらに利用者が自主的に整備を行っていただいているようなところも見受けられるような状況にあります。特に近年の集中豪雨によるコースの浸食は職員による整備では到底賄える、補えるものではなく、業者によるコース整備も必要な状況であります。

コースの維持管理については、町としましては常時万全な状況で利用できる状態を維持できず対策には大変苦勞している現状にあります。

以上です。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 先ほど、ちょっと質問の中で国定公園の部分については承知いたしました。クレイ舗装ということで、金メダルを取りましたジョシュア・チェプテゲイ選手の指導があつてそういうふうにしたということだそうで分かりました。

ただ、メンテナンスのところで、私も課題になっているのではないかなというふうに思っていたわけですが、苦勞しているだけではなくて、何とか総合的に維持管理が上手にできるような方策を、今年だけではないもんですから、毎年壊れていくというところを、やはりきれいな状態で皆さんに使っていただければなというふうに思うわけですが、そのためにもオープニング当初無料ということでしたが、維持管理費がかかる上でオリンピック、パラリンピックが終了した後ですので、今後、有料化というようなことも一番初めに話が出ていたわけですが、全国では高地トレーニングをうたう地域がたくさんありまして、小諸高原のほうでトレーニングエリア、菅平高原など、その様々なところがありまして、その中で立科町は魅力あるクロスカントリーコースとして発信していく必要があると思います。

有料化とともに魅力をつくっていくというようなことでありますが、そのような方策について、有料化の見込みと全国にどのようにPRをしていくかということについて、

てお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） まず、有料化の見込みについてお答えをいたします。

蓼科クロスカントリーコースにつきましては、立科町観光施設条例により使用料が規定されておまして、制度上は有料化も可能であります。しかしながら、先ほど維持管理の状況でご説明を申し上げましたとおり、料金を徴収するためには常に良好なコースに保っていることが必要であり、そのことが大変難しい状況にあることや、徴収体制などに課題があり、使用料の徴収は現在では難しい状況にあると考えております。これは、今現在も難しい状況ということで、今後においてもなかなか有料化は難しい状況にあるというふうに考えておるといふことでございます。

次に、全国にどのようにPRしていくかというご質問でございますが、総合パンフレットや町のホームページより情報発信をしているところであります。コースの状況——先ほどもお話ししたとおり——常にコースがきれいではない、いい状態ではないということ、その辺のバランスも見ながら、今後工夫をしてみたいというふうに思っております。

また、立科町、茅野市の関係機関、団体の連携協力して、白樺湖及びその周辺における地域活性化を図ることを目的として組織している白樺湖活性化協議会という協議会がございます。こちらで健康・運動をキーワードに準高地健康増進エリアということで取組を行っております。この中で、白樺湖ジョギングロード、白樺ぐるりんをはじめ、蓼科クロスカントリーコースの動画を作成し、情報発信もされているところであります。

さらに今年は、新型コロナウイルス感染拡大のために開催を断念したビーナスマラソン大会の代替として、10月9日から24日の土日に計6回にわたります蓼科クロスカントリーコースを会場とした計測会がビーナスマラソン実行委員会の主催により計画されております。現在参加者を募集中で、信州たてしな観光協会のホームページのトップページに蓼科クロスカントリーコースが大きく露出されています。全国各地から参加する皆さんの口コミにも期待をしているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 蓼科クロスカントリーコースは、浅間山を見ることができて、それから広大な自然の中を走るといふところで、基本的にはマラソンというか走るといふことについては、全国的に関心が高い協議であると思います。その中で、いかにPRをしていくか、今いろいろと広域的にも、それから大会を通じてというふうなところでPRをしていくということでありましたけれども、積極的にPRを進めていっていただきたいと思っております。

先ほど、お聞きしましたとおり維持費もかかりますから、当面無料ということでは

が、造ったからには、できるだけ継続できる施設として、町のお荷物にならないよう、しっかりと今後の施策に力を入れていっていただきたいと思いつつ、1つ目の質問を終了いたします。

議長（田中三江君） 一般質問の途中ですが、ここで議場換気のため暫時休憩とします。

再開は11時55分からです。

（午前11時50分 休憩）

（午前11時55分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

2番、芝間教男君に一般質問の続きを許します。

2番（芝間教男君） それでは、続きまして2つ目の一般質問に移らさせていただきます。

8月15日午前5時26分、岡谷市の河岸駅近くのところ、中学1年生と小学校2年生の男の子とのお母さんが、裏山から崩れてきた土石流の直撃を受けて亡くなられました。岡谷市が現場のある鮎沢区から避難指示を出したのは、災害発生の通報から約30分後の15日午前6時、市は指示のタイミングが適当だったか検証するというような方針を示しております。

立科町のアメダス降雨の記録を見ますと、8月13日51.5ミリ、14日が131ミリ、15日の午後4時まで59.5ミリ、計242ミリの降水量ということになっておりますが、立科町は南北に広い町でありまして、私の自宅柳沢部落においては、それをはるかに超える約400ミリの降雨が実際はありました。

そのような中で、町民を守るという観点において、今回の立科町における町長の判断、対応はどのようにされたか、まずは町長にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

これは、大雨の災害の関係でございますので若干、話が長くなるかと思いますが、お聞きを頂きたいというふうに思います。

まず初めに、今回前線の停滞による大雨災害によりお亡くなりになられました方に対し、心よりお悔やみを申し上げますとともに、多くの被災された皆様に対し、お見舞いを申し上げます。

さて、今回の大雨は、前線の停滞と南からの暖かい湿った空気の流れ込みなどによりまして、約1週間という長い期間全国的に記録的な大雨となりまして、長野県内においても警戒態勢が取られたわけではありますが、各地において土砂災害が発生し、甚

大な被害状況が報告をされております。

当町においても、町内全域において土砂崩落や流出、それから倒木や浸水被害なども確認をされております。先の全員協議会におきましてもご報告を申し上げてきたところでございます。

議員ご質問の町内の命を守る観点、これは絶対であります。しかしながら、状況が一刻一刻と変化する中において、必ずしもその判断が適正であったかは自身でも振り返り、反省点を今後に活かしてまいりたいと考えているところでございます。

結果的に、今回の大雨において、人的被害が確認されませんでした。これには町民皆様がそれぞれの情報を得ながら、ご自身の命を守る行動をされたことも要因であろうというふうに思っております。

それと続いて、総括的に今回の対応につきまして、順を追って申し上げますと、8月13日、県庁内で開催された連絡会議の情報及び長野地方気象台発表の気象情報に基づき、全職員に対し大雨のピークとなる休日の前に、警戒態勢と連絡体制の確保を周知いたしました。14日には断続的に降雨となり、また大雨警報の継続発令により第1次警戒態勢として担当課職員の配備により対応し、同日午後3時20分、立科町に土砂災害警報情報が発令をされたため、防災行政無線での放送により町内全域に情報が伝達をされました。

今年5月に改正された災対法、土砂災害防止法によりまして、避難勧告と避難指示が一本化され、土砂災害警戒情報レベル4は避難指示レベルとなりましたが、当町は南北に細長い地形から土砂災害警戒区域の発令区域を白樺湖周辺との確認をし、町民に対して区域の情報の伝達を併せて行ったところであります。

その後の気象予報や災害発生等に必要な対策を講じるため、午後6時に災害対策本部を設置し、6時30分から消防団幹部を含めた災害対策本部会議を開催し、被害状況の共有と対応の対策を協議するとともに、午後7時に避難所を2か所、老人福祉センター、女神湖体育館に開設することを決定し、町民の皆さんへ自主避難の周知を行いました。自主避難された方は1名で、老人福祉センターで一晩を過ごされ、翌朝自宅へ戻られました。

15日は、対策本部会議において、昨晚からの情報共有及び被害確認等を行い、新たな情報や対応指示を行ったところであります。午前中には、降雨も小康状態になり状況も落ち着き、また避難者の見込みもないことから正午をもって避難所を閉鎖し、同時に連日からの警戒態勢を縮小いたしました。

16日には、対策本部を警戒本部に移行し、確認ができた災害状況の収集を行い、引き続き情報把握に努めるよう指示をすることなどが一連の主な対応状況であります。対応に関しましては住民の皆さんをはじめ、消防団、区、部落の役員の皆さん、佐久建設事務所や建設業連合会など多くの関係者の皆さんの迅速な対応を頂きました。

被害は確認されておりますが、最小限にとどめられたのではないかと感じている次

第であります。

以上であります。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 今、町長のお話のあった前段のところ、その判断が適正であったかどうか、そういうところは、私はやはり検証していく必要があるのではないかと思います。それにつきましては、各、先ほどありました消防団をはじめ、佐久広域の各関係団体の皆さんとも協議しながら、事前に早めにやっていくということが私は一番と思いますので、反省を生かしたことを踏まえて、次の災害に備えていていただきたいと思うわけであります。

続きまして、町の対応についてお伺いいたしますが、2019年、台風19号の災害があって今回の大雨ということでありました。先ほど、ちょっと話がありましたが1名の避難者があるというようなことで、町のコロナ禍における避難所の対応についてお伺いをいたします。町民課長ですね、にお伺い……総務課長ですね、どっち。（発言の声あり）総務課長にお伺いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤課長。

総務課長（齊藤明美君） ただいまご質問の避難所の関係でございますが、体制につきましては、先ほど町長が答弁したとおりでございます。

また、ご質問でございます改正点も含めて、どのような対応をしたかということで、答弁をさせていただければと思っております。

避難所の体制につきましては、19号台風の際には避難者が多数であったり、2次避難所への移送、また避難場所を老人福祉センターの1階、2階、そして生きがいセンターを利用するなど、規模の拡大によりまして対応する職員への指示系統、また役割分担などの統制が課題となっております。

今回につきましては、避難者が先ほど1名ということで少数であったこともございまして対応職員数を絞り、避難所では夜間体制や翌日の体制について班編成を行った上で必要人員の確保を行い、交代制とするなどの改善が図られましてそのように運営をさせていただきました。

以上です。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 私も15日の朝ですか、避難所どうなっているのかなというふうに、ちょっとお伺いをさせていただきました。コロナ禍における避難所の状況について見ますと仮設のパーティションがありまして、そここのところでコロナ禍における対応もされていた、それに、役場の皆さんもそれぞれに、もし高齢の方が見えたらというような体制も組んでおられたというふうにその場ではお伺いいたしました。

そういうようなことも含めて、今回、幸いにも1名であったということでもありますけれども、人数が多くなってくると、ますます複雑な避難所の運営というものが必要

になってきますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思うわけであり
ます。

続きまして、佐久広域・消防団及び社会福祉協議会との連携について、情報収集等
についてお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

今回の大雨では、早い段階で消防団が各地区の危険箇所などの巡回により、土のう
設置や現場対応の必要性など情報を共有をされ、また、消防団幹部も役場に詰め、町
対策本部からの情報にも迅速に対応をしていただくなどの確な指示体制と対策本部と
の連絡を取っていただきました。

また、社会福祉協議会につきましては、災害時ボランティアセンターの設置が分担
であるということから、14日、15日の両日、独自で老人センター事務所で待機をされ
ていたと報告を受けました。

実際、避難所に掲示されました被災状況等を確認しながら待機をする中では、ボラ
ンティアの対応は必要なしとの判断により、町対策本部の縮小時点で待機を解除した
と連絡を受けております。それぞれが指示体制のもと、役割を取られた対応が行われ
ていたものと認識をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） いろいろと今回は人数が少なかったこと、それから思ったよりも大規模
ではなかったというようなところで、本当に幸いだったなというふうに思うわけであ
ります。

消防団、それから社会福祉協議会の態勢についても、実際には行動がなかったとい
うことではありますが、態勢を取っていただいていたということでもあります。できれば、
その態勢を取っていますよということについても今後、町民の皆さんにしっかりとお
伝えをしていくことが必要ではないかなということ、改めてお願いをしてい
くわけでもあります。

続きまして、ため池のハザードマップの活用についてお伺いをいたします。その前
です、失礼しました。福祉避難所についてお伺いをいたします。

福祉避難所については、まだ設置はされていないということの中で、配慮が必要で
ある方がもし居た場合ということ想定はされておられたのでしょうか、お伺いをいた
します。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

福祉避難所は、大勢の人が集まる一般の避難所での生活が困難な要配慮者の方を対
象に受入れ、生活上に必要な介護や生活支援を提供する施設となっております。

今年5月に災害対策基本法の改正に併せガイドラインが改正され、指定福祉避難所の指定の促進や、事前に受入れ対象者を調整し、災害時に直接の避難等を促進するなど、要配慮者支援を強化する内容でございます。

町では、議員おっしゃるように、これに対応する福祉避難所の指定は進んでおりません。今回の災害につきましては、福祉避難所への非難が必要となる対象者はおりませんでした。今後につきましても課題と捉えておりますので、早急に対応をしたいということを考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 福祉避難所のことにつきましては、前回の私の一般質問でも質問したところであります。なかなか設置するにはいろんな条件がありまして、大変なことではあるかと思いますが、できるだけ早く体制を整えておいていただきたいというふうをお願いをするわけであります。

続きまして、ため池のハザードマップの活用についてお伺いをいたします。

洪水が心配される一時避難所というところがあります。ため池ハザードマップを見ますと、洪水が被害に遭う可能性のある箇所には一時避難所があるということが見受けられます。特に西部地区が何か所かあるわけですけれども、洪水の心配が発生した場合のそのような場所の一時避難所の対応は考えておられるかお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

ため池ハザードマップは、河川、堤防の決壊や土砂災害が発生する一方で、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生した過去の事例から、農業用ため池の情報を適切に把握をし、決壊による災害を防止することを目的に、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が令和元年7月に施行され、ため池が決壊した場合に人家等への被害が想定されるため池につきましては、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策としてため池ハザードマップが作成をされているところでございます。

ご覧になってお分かり頂けるように、氾濫想定区域や氾濫水の到達時間の目安が示されておりまして、これらの情報を日頃からご家族や地域で話し合っておくことで迅速な避難につながります。また、より安全な避難場所や避難場所までの経路を把握することで、命を守る行動につながります。

土砂災害防災マップ同様、自分の住んでいる地域や場所、一時集合場所等も含め、どのような危険が想定されているのかを確認し、被災をしないための早めの避難行動に結びつけていただきたいと思いますと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） これはですね、ちょっと私の聞き方がまずかったかどうか。

一時避難所は、要するにため池ハザードマップを広げてみると、氾濫水がその一時避難所に来るといふようなところの可能性があり、中に入っている場所があるわけですね。そういうところにつきまして、今の基本的なことがそれを踏まえ、地区のところでそれぞれその一時避難所は状況によって適切かどうかというところを1つ1つ、やはりその状況に応じて確認していく必要は私はあると思うんです。

で、その非難にしていくところまでの道も洪水に、氾濫水に巻き込まれる可能性もあるわけですね、そのところについて改めて町のほうでどういうふうにしたらよいかということを経営の皆さんと1つ1つ協議をしていただきたいなということで今回の質問に至りました。

危険の……次へ移りますが、ため池の見回りということでありまして、今回ハザードマップができて、ため池の見回りは今回関係する消防団の皆さんにやっていただいたということをお伺いしております。

危険であると判断するには、普通のため池のときの管理、それからその後異常であるというところの把握をしなければなりません、土地改良区のほうで基本的にはため池の管理をしているかと思いますが、その連携も必要ですし、その池の危険という基準づくりも必要ではないかと思いますが、それはできているのかどうかお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

確認をいたしましたところ、危険の判断基準は特に設けておらず、管理者が管理の中で判断をされるものであると認識をしているところでございます。

ため池の状況や周囲の環境など様々でございます、外的要因も含めて、有事の際には決壊も視野に入れた危険度により、管理者と町との情報共有をした上で、総合的に避難情報の判断をするものであると考えているところでございます。

なお、ため池につきましては、平成25年度までに緊急点検を実施し、改善の必要な箇所につきましては、改修や補強などの対策が講じられております。その後、平成30年7月の豪雨災害を受けて、全国ため池緊急点検がマニュアルに沿って実施をされ、その際には決壊の恐れとなる緊急的な改善箇所は認められませんでした。

通常、管理者による管理表の点検により確認をしているものと承知をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 残念ながら、まだ基準はできていないということでありまして、基本的に総合的な判断が必要、それが土地改良区でやるということでありまして、ぜひともその関係につきましては、消防団とも総合的な判断ということについて、

大体こうなりやというところを各ため池ごとに情報を共有していければよいのではないかなというふうに思うわけであります。

最後に、まとめをいたしますけれども、本日の新聞報道でもありましたように、5日ですね、降った大雨で茅野市の下馬沢川があふれまして、土砂災害が発生したところですが、今回の大雨では、区長さんが地区の防災無線で2度にわたり避難を呼びかけ、区と消防団が連携して各区を回り避難誘導を行い、幸いにして1人の被害者も出さずに済んだということであります。住民の声として、防災訓練で防災の意識が高まったとの記載がありました。

立科町の今年の防災訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症の広まりの中で、残念ながら実際に避難訓練を中止した地区が多かったわけですが、町としてもいつどこで災害が発生してもおかしくないという意識を持ちながら、また対応しきれていない防災関係の施策を早急に進めるとともに、住民の皆さんに対しても高い防災意識を持っていただけるよう、工夫を凝らして啓発に力を入れていっていただくことをお願いいたします。私の質問を終了いたします。

議長（田中三江君） これで、2番、芝間教男君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

（午前11時21分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、5番、森澤文王君の発言を許します。

件名は 1. 立科町の今後の環境整備について

2. 課・職員の仕事の割り振りについてです。

質問席から願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 5番、森澤です。通告に従い、質問いたします。

1、立科町の今後の環境整備について。

当町の自然環境の変化に合わせ、立科町自体が整備の手を入れていかなければならない状態になったと考える。町長の考えは。といたしまして、質問させていただきます。

これまで私は、時代の境目が来ていて、その中で町のためになることは何かということを考えることが多かったわけですが、私の個人の考えでございますが、どうやら境目というのは過ぎてしまったのではないかということになりました。いまだに収束が見えない新型コロナ一連の騒動の中、国も県も町も疲れ果てている、自粛、自粛で

経済の先行きが見えないということは、税収が上がる見込みもない、なるべく町のお金は使わないようにするしかないという考えになっていくと思います。何か新しいことに挑戦的に考える時代が過ぎたのではないかという考えです。

そこで、まず、(1)としまして、道路沿いの樹木の整備についてを、併せてお答えいただきたいと思います。

この件につきましては、両角町長も議員時代に質問されていましたが、そのときの答弁が、おおむね、町民の方からの質問等に答えるベースにもなっているのですが、そのときから三、四年経過いたしましたし、その中で、経済は停滞していても自然は待ってくれてはなりません。道路沿いの樹木は成長し、誰かが手を入れないといけない状態が進んでしまっています。例えば、陣内から古町にかけての県道でいえば、環境の整備という理由を越えて、防災のために手を入れなければならないし、実際、台風での倒木停電が起きていることから、優先順位は高いはずですが、もはや、県だ、地権者だということではなく、町が手を入れるべき段階になったと考えるわけです。町長のお考えをお願いします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、道路沿いの樹木については、通常、民法の規定により、土地の所有者の方に所有権がございます。よって、町道敷にある、町の土地に生えている樹木で、町道の通行に支障がある場合は、町で伐採や剪定を行っております。もし、道路沿いの私有地にある樹木が町道沿い、町道の通行に支障がある場合は、樹木の所有者へ、伐採や剪定の対応をお願いをしております。また、支障がある場合が山林ではなく、家の庭に植えてある樹木である場合もあり、多くの皆様に、日頃から樹木の管理について意識をしていただき、また、ご協力をいただきたく、広報たてしな今月号になりますけれども、道路沿い上に張り出した竹木等の伐採、剪定、適正な管理をお願いとしまして、樹木の所有者の皆様へ適正な管理等を行っていただくよう、周知をいたしました。

なお、通常の場合は、私有地にある樹木は町で伐採等を行うことはできませんが、台風等の自然災害により、樹木が倒れてしまい、町道を塞いでしまった場合などは、路上に障がい物を放置しておくことはできませんので、緊急処置として、道路管理者である町が伐採や除去をして、町道の安全確保を行う場合もございますので、ご承知をおきいただきたいというふうに思います。

先ほど来、例として挙げられました、陣内から古町にかけての県道40号、主要地方道、諏訪白樺湖小諸線については、既に、道路管理者である長野県が伐採等、計画的

に対応していただいておりますが、道路沿いの土地所有者の皆様には、現地等、ご確認いただき、樹木等の適正な管理をお願いいたします。そういった関係の中で、この樹木については、今、議員、おっしゃっていただきました、私も議員時代にこのことは質問させていただきましたけれども、いずれにしても、かぶってきているものに対して、それを除去したいということは誰もが思うことでありますけれども、これには所有者の意向ということが一番でありますので、ここをいかに周知をしていくか、お願いをしていくかということが一番であります。そのことで、最終的に道路の安全通行ができるように、これからも町も啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（田中三江君） 5番、森澤文王君。

5番（森澤文王君） ご答弁いただいたとおりのことは、以前、町長が議員時代にご質問なされた内容の答弁とほぼ同じという形になってしまうと思うんですけれども、ここで私があえて、答弁の内容も想像がつく中で質問させていただいているのは、前回の議会でも申しましたけど、木の成長、割と考えないでやってあることが多いんです。ここに木を植えて、成長したらこの後どうなっていくかというのも、途中まで、例えば、私たちも子供の頃に、県道沿いにコブシの木を植樹したことがありました。白い花が咲き乱れたら、さぞきれいな街道になるであろうと、そこまではいいんですが、その後、今度、伸びてきた後に電線に引っかかるので、頭止めなきゃいけないとか、そういうところまで、その当時、想像していらっしやったのか。それか、後でそれは町がやる事業として、予算を取るつもりで木を植えたのかというようなこともあるわけです。県道沿いの民間の土地にしても、木が今、こんなふうな状態になるところまで、多分、想定はされていないと思うんです。管理しなければいけないというのは、今回の広報にも書いてあることで、分かっているらっしゃると思うんですが。

例えば、先日、芦田財産区のほうで、県道沿いの所有地の伐採をなされていましたが、そうすると、その分がとてもきれいに見えますね。ああ、こうなっていればいいなというふうに、ちょうどいい幅で切られていると思うんですけれども、そのような幅で、下のほうまできれいにしたくて、里のほうに向かってきれいにどんどん切ってきていただかないと、景観がよろしくないというか、最近もありましたけど、倒れたときは町が片づけるといっても、幸い、うちの町ではまだ、倒木による事故は起きていないとは思いますが、所有者の方も、もし倒木で車が潰れたなんてことが不幸にして起きてしまった場合には、気が気ではないわけです。そういうところの危機管理的な意味合いも含めて、町のほうで少し面倒を見てあげなきゃいけないんじゃないかと、こういうのを考えているんです。なので、所有者のことなのと言われても、所有者の方も分かっているけど、多分、手が出せない状態になっているとは思いますが、今後の、例えば、今、道路沿いの間伐をしておいて、割ときれいにす

れば、恐らくあと20年ぐらいは同じ状態を保つことは容易なのではないかなというふうには考えてはいるんです。私も、樹木の専門ではないので、ちょっと分からないのですが、今やることによって、10年後、20年後まで、立科町の道路沿いというのはきれいなもんだなという状態をつくるのも、始まりが今なんじゃないかと。ただ、ちょうど広報に木の件も載せてもらったといのも、ちょうどいいきっかけの始まりなんじゃないかというふうに、今、考えているんですけども、もっと積極的に、町として少し手を入れようというような考えは、町長、ございませんか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

今、議員のおっしゃるとおり、今、特に共用林野のように罰金しているようなところは、計画的に伐採をして、伐採するといっても間伐ですけども、やっていくわけですが、やはり特に、里山、山の40号線沿い分については、県道でありますので別ですが、いわゆる里の町道沿いにある山林、これ所有地がほとんど個人、一部、地域の共同山もありますけども、そういったところが非常に荒れていると。特に、先ほど、ちょっと話にありましたけれども、昔から、山の境のところに境木を植えるというのが、結構ありました。これはある意味、目印といいますか、ここまでが私のところの土地なんだよということも、印みたいなものなんです。それが大きくなりますと、今度は、ある道路の通行上では弊害になるということもあるんです。だから、できることであれば、私どもはやっぱり、所有者に啓発活動はやっていきますが、それでもなかなか切っただけないということであれば、やっぱり町が積極的に進めるとすれば、地域の中で、面的な部分で、今、ある程度の事業等も取り入れることも不可能ではありませんが、そういったものを活用しながら、ちょっと時間はかかるかも分かりませんが、そういった整備に向けていかないと、なかなか進まないだろうと。

今、議員、おっしゃっていただいたように、所有者の方では切れないということですから、じゃあ、代替で切るかということもなかなかできなのは法律でありますので、その辺のところは行政として、今後、里山整備をどうしていくかということも含めて考えていかないといけない問題だろうというふうに思っておりますので、しばらくの間、できるだけ早くそういったことが進むような形の中で、計画をしていければというふうにも思います。

議長（田中三江君） 5番、森澤文王君。

5番（森澤文王君） いいご答弁だったのかな、なんて思いますけども、これからそういう整備のほうの考え方を進めていっていただければよろしいのかなと。

ただ、ちょっと思ったのですけれども、恐らく立科町ではないですけども、支障木の倒木による事故・災害というか、事例は、全国に探せばあるとは思うんです。そういう事例を踏まえて、所有者の方には、もし、こういう事故が起きたときには、こんなことがありました、全国でこういうのがありましたというの、脅しになっちゃう

ますけど、そういうのを書いておいてもらおうと、町がやってくんねーから倒れちまったわいなんて言わせるわけにはいかないんで、そういうのの事例を含めながらやっていくというようなことをやってもらえれば、進みやすくなるのかなというのもあるんですけど。

ちょっと、あまり優れた理論かどうかは分からないんですけど、割れ窓理論というのがあります。割れ窓理論といって、地方とか自治体の治安のよしあしのとときに使われる理論なんですけども、建物の窓が割れているのを放置すると、それが誰も当該地域に関心を払っていないというサインになり、犯罪を起こしやすい環境をつくり出すと。要するに、窓ガラス割れっぱなしだから、ぶつけて割ってもいいかと、隣の窓もどんどん割れていってしまうわけです。ごみのポイ捨てなどの軽犯罪が起きるようになって、住民のモラルが低下して、地域の振興、安全確保に協力しなくなる。それがさらに環境を悪化させる。凶悪犯罪を含めた犯罪が多発するようになります。こういう理論がちょっとあるんですけども、これをビジネス側で生かした、これはちょっと、ウィキペディア参照ですけども、東京ディズニーランド・東京ディズニーシーでは、ささいな傷をおろそかにせず、ペンキの塗り直しなどの修繕を惜しみなく、夜間に頻繁に行うことで、従業員や来客のマナーを向上させることに成功していると。こういう、きれいにしておく、みんながきれいに使おうと思うという考えです。

この、今、私が言っている支障木等は、例えば、今、これから考えていきたいと思います。でいくと、来年には、まだちょっと伸びています。だんだんだんだん、道にかかってくる木の量、増えてきます。そういう整備がされていないところを町民がずっと見ていくうちに、うちの町はそういう町かなみたいな、そういう諦め感を生んでしまう可能性も、この理論を使うとちょっとは言えるわけです。

例えば、自分のことを褒めたくても——自分のことじゃないんですけども——今、今井健児議員がバイパス沿いの草刈りをやっているのをよく見かける方、いらっしゃるんじゃないですか、農ん喜村周辺。ああやって、環境整備のために誰かが一生懸命、草を刈ってきれいにしていると、見ているときれいになっていくから気分はいいですよ。そうやって、やっている姿を見ると、ああ、俺も草を刈らなきゃと、ちょっと思うわけです。今井健児議員のおかげで、うちの土手の草刈り、ちょっと、私が意識変わったんで進んだりしたんですけども、このように、きれいにされていると、みんなできれいにしようという意識が高まっていくのではないかと。

今回、この質問をするに当たって、建設環境課長に聞いたところ、割と長野県のほうでも何か所もやっぴらっしゃるとのことだったんですけども、だからか余計、木がいっぱい伸びているところ目立ちます。何か、さっきまで景色よかったのに、急に木がかぶってきちゃったとか、こういうのがあるので、ぜひ、これは積極的に町側のほうでもやっぴこうと、今後の町の環境整備のために必要なことであると、こういうふうに思っぴやっぴもらえればいいのかなと思うんですけど、町が自分でできな

いことの代表例みたいなものですけども。

次に、芦田川の整備についても伺っていきますが。

芦田川の整備については、県の管轄であることは存じておりますが、台風19号のこともあり、川の中が荒れてしまっています。いまだ台風19号の被災箇所の整備は終わりが見えていませんが、一度、芦田川の川ざらい——河床整備というんですか——をしないと、今後の大雨、台風の危険箇所が増えると考えております。先ほどの樹木と同様、町でもっとやっていかなきゃいけないんじゃないかなと考えるんですけども、町長のお考えをお願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員ご質問のことにつきましては、今、認識をしておりますし、また、芦田川を含む立科町を流れております一級河川、これは河川法に基づき、長野県が管理をしております。台風19号以降も災害復旧や堆積土の除去、また、支障木の除去等も対応いただいているところでございます。

町といたしましても、年1回、県で実施している市町村要望ヒアリングの場で、一級河川の河川改良や河川維持管理要望をさせていただいております。また、緊急の場合は随時連絡をし、対応をいただいておりますので、今後も同様の対応となるかというふうに思います。もし、既に議員のほうで具体的な場所もございましたら、県へ連絡、または要望してまいりますので、建設環境課までお知らせをいただければというふうに思います。

また、町内には一級河川のほかに、町が管理する重要河川、また、普通河川が多くございます。町といたしましては、町が管理する重要河川や、普通河川の維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。この一級河川以外の重要河川や、普通河川の関係につきましては、ご案内のとおり、既に実施している、いわゆる事業を取り込んで、河畔林整備と、いわゆる樹木というより、先ほどぐらいから話している、今回の樹木が河川内に入ってくる。こういうことがあるわけです。これは、私もたしか、議員の一般質問の中でも取り上げて、それが採用されたという経過もあるわけですが、そういったことがきれいになって見える形になれば、河川の中の状況も分かるということもございまして、提案をさせていただいたわけでありますけども、それらの、やはり河川の全容というのは、あくまでも河川の中だけでなく、それに付随する部分、こういったものも、やっぱり環境整備の問題も絡んでいそうでありますけども、必要であるだろうというふうに思っております。

こういった関係と併せてご紹介させていただきますと、一つの取組として、町は重要河川及び一級河川において、河川愛護活動、これが地域の中でも行っていただいております。清掃や樹木、支障木ですね、こういった雑草の枯れ葉代なども団体でお願いをしております。現在、11団体活動していただいております。大変ありがたいこと

でありますし、また、こういった地道なことではありますけれども、そういったことを重ねていくことによって、お金をかけるだけでなく、そういった活動がこれからも大きな力となって、地域の環境整備、そしてまた、河川の整備、こういったことにつながってまいります。

併せて、今、ある地域の中では、私も議員時代にもお願いをしましたけれども、いわゆる河川の中に堆積をします。これも、県もそんなにお金があるわけではありませんで、計画的ではありますけれども、そういったことも、できるだけ地域要望として挙げていただければ、町もそれを県につなぐということで。町から挙げていくということになりますと、これは町側がどういうあれをしているんだということになりますので、そういったことも含めて、地域の皆様からの声というのも大事ななど、こういうふうにも思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 5番、森澤文王君。

5番（森澤文王君） 大分、前向きなお話のような感じもしましたけれども、芦田川につきましては、県の管理ということも分かっておりますので、あれなんです、それでもやらなきゃいけないんじゃないのということで、今回言わせていただいておりますけれども。まず、町が管理している町の河川の整備というのも重要ですので、そちらからどんどんやっていっていただければいいのかなというふうには思うんですけども。

先ほど、芦田川の気になる場所、あれば言ってくださいとあったんですけど、何回か言っているんですけども、全然、そんなに簡単には話は通っていかないの、町長言われたとおり、地域要望なのかもしれませんが、台風19号で、芦田川、古町の公民館脇のところで決壊起こしましたけど、地元の方からすると、あそこ昔から危ねーなといったところに、やっぱり抜けたなということでありますので、そういうお話をどんどんくんでいただけるようにしてもらえればいいのかと思いますし、あと、先ほども草刈りなどいろいろ、川の整備、やってもらっているという話でしたけども、担当地域の住民の方からすると、高齢化になってきちゃって、そろそろ草刈りもしんどいから、町のほうで何とか面倒見てもらえねーかというご意見の方もいらっしゃいますので、もう少し積極的に考え方をしてもらえればいいのかというふうに思うんですけども。

災害が起きて、ぐちゃぐちゃになっちゃってから直すというのは、こっちも困るので、防災の観点から、早め早めに、実際、芦田川の中も流れてきた石とかがすごい堆積の仕方をしていきますので、河床整備の件は県のほうに言っていただくなり、町でやる方法があればやってもらなり、そこがだめなら町が管理する河川のほうを面倒見てもらなりということで、町もどんどんやってほしいなというところなんです。自然が豊かというのと原野化とかは違いますし、環境整備と環境破壊も同じではないので、手を入れられるところは手を入れて、しっかりとやっていっていただきたいな

と。

町長も、議員時代にこういう整備の話、環境整備の話はなされているので、せっかく町長になられたのですから、質問したときの勢いじゃなくて、実行するほうの勢いでどしどしやっていたら、私たちとしては最高の結論に達するんじゃないかなと、このように考えております。

では、次の質問に行きます。

では、2番、課の職員の仕事の割り振りについてということで、役場での仕事の割り振りに疑問を感じる場面がある。町長の考えを問う。としました。

(1) 企画課と産業振興課の仕事の境目についてまで、まとめて質問します。

以前、全員協議会でも質問し、ご答弁いただいていたはありましたが、どうも納得しかねておりましたので、もう一度お聞きします。

産業振興課ができて、商工係が企画課から移りました。それまで企画課で、コロナ対策など、商工関係の仕事をしていた者が、産業振興課に移ったと思っていたのですが、その質問をした当時、移っていなかったですね。それで、どういう割り振りの考え方なのかというのを、これを町長に伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、私のほうから基本的な考え方を申し上げさせていただきます。

まず、役場の業務分担、この基本的な考え方というのは、地方公共団体の事務は、大抵、首長の権限に属しております。しかしながら、首長が全ての事務を行うことはできません。そういった関係の中から、事務を分掌させるための内部組織を設けることができます。この内部組織が、立科町の場合は、課・係等の部署であります。そこに所属する職員がいるわけでありまして、これらの根拠は、地方自治法第158条に規定されておりまして、内部組織及び事務分掌は例規で定めることとしております。当町では、条例で定める必要がある、内部組織のトップである課等については、立科町課等設置条例にて定め、係等や事務分掌については、規則により立科町組織規則として定めております。

基本的な事項について、ただいま申し上げたわけでありまして、具体的な事例等については、副町長のほうから答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

森澤議員さんご質問の、企画課と産業振興課の仕事の境目についてというようなことで、お答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど、町長が答弁申し上げましたけれども、立科町課等設置条例については、議

会の議決を頂きまして、改正をいたしました。併せて、立科町組織規則においても改正し、事務分掌を明確化しております。この4月の機構改革により、今まで商工部門を企画課の事務分掌としていたものを、産業振興課に変更をいたしましたところです。

新年度のスタートに当たりましては、十分、その内容もお互いの課において確認して始まっておりますし、事務の引継ぎもなされていると思います。

その中で、企画課地域振興係の事務分掌として、その一部ですが、地域振興に関する事、地方創生に関する事等、また、企画情報係の事務分掌とすれば、情報施策の企画立案及び調整に関する事等が定義され、一方、産業振興課観光商工係の事務分掌では、商工業の振興に関する事、商工業の団体に関する事等が定義をされております。

今回ご指摘の、新型コロナウイルス感染症対策関連の事業ですが、全体の調整につきましては、幹部で構成されます新型コロナウイルス感染症対策本部の中において検討し、それぞれ対応する部署の確認をしてきております。また、この交付金については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として交付されてきておりますので、町内の全体の取りまとめにつきましては、地方創生担当部門として、企画課地域振興係において担当しておりますが、商工部門の事務執行は、産業振興課観光商工係において担っておるところであります。

それぞれ、お互いに関連するところもありますので、連携をしながら、主体となる係を中心に業務を進めておるといったところあります。

以上です。

議長（田中三江君） 5番、森澤文王君。

5番（森澤文王君） 私も、自分の見た僅かなところから話を広げて、今回、質問にしているわけでございますけども、議員も因果な商売でございますして、職員さんに現状を聞こうと思っても、議員としゃべると何言われるか分かんねーから、本当のことがなかなか聞けないというのも悲しいところではございますけれども、今の副町長のご答弁では、しっかりやってあるということになるかと思えます。

この件に関しては、今回、一つの問題提起という形で、今後また、注視していくところになりますので、皆さんの、うまく仕事が回っていくことを期待して、進めていただきたいと思いますと思うんですけど。

今、連携という言葉がありましたし、先ほど申し上げた全員協議会でも、課の連携を取ってやっていくというようなご答弁はいただいてあったんですが、これまで、課の連携が取れていない事象というのは結構あったのですけれども、これは取れるようになったのか、あるいは取るようにしたのかという、今の変化があれば、お答えください。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、役場の業務は1つの部署だけでできないものも多くあるため、横の連携を取りながら対応しているといったのが状況だと思います。議員ご指摘の、連携が取れていなかった事象もあったということではありますが、今後はしっかりと対応するよう、改めて確認をさせていただきたいというふうに思っております。

また、今後の事業を進めていく中で、複数の部署にまたがる事案や関連する事案については、立科町の例規にあります、立科町プロジェクトチームの設置及び運営に関する規定に基づきまして、町内にプロジェクトチームを組織させまして、関連する部署からメンバーを選出し、その中で、十分検討する中で事務執行するよう対応していくといったことを始めております。

以上です。

議長（田中三江君） 5番、森澤文王君。

5番（森澤文王君） そういうふうに行っているところで、私たちの目に見えるところでは分からないことなので、うまく回っているのかなと期待するところなんですけども。

私は、連携の件でいつも引き合いに出すんですけども、クラインガルテンの件が挙げられるんです。立科町は、今、やっぱり移住政策、とても大事な中で、クラインガルテンというのは、運営は農林課、今でいうと産業振興課の農業体験施設としての役割のもので、移住の場合は企画課ということで、以前からいろんな議員からも、せっかく立科に長期間滞在している方なのに、移住促進のことをやらないのかという話が、何度も一般質問、私もやりましたし、何度か出ているんですが、その都度、そのときは、これは連携は難しい事業であるというようなご答弁をいただいています、クラインガルテンの利用期間が終わる人に移住を勧めてはどうかという話をしたこともあったと思うんですけど、たしか、個人情報に関わるものが多いので、担当課、だから、今でいう産業振興課としては、これはあくまでも農業体験の施設であるので、移住促進とは結びつかせることは、こちらの課ではしないというような、たしかそんなようなご答弁だったと思うんです。その後も、皆さん気にして、時々、質問にも、委員会の質問とかでも上がってくるんですが、ここは連携を取るようにしたのか、しないのかというのは、今、どうなっているでしょうか。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） クラインガルテンのご質問を頂きました。

以前から、森澤議員さんのそれに対するご質問をいただいているということであり
ます。

私も以前、担当していたときには、クラインガルテンの入村者ですかね、そういう人たちの懇談会もあった中で参加をさせていただいて、こっちのところにいい場所もあればいいなというような意見も賜った中で、私個人としても、いろんなところをこ

紹介するといったこともありました。それが業務としてできているかという、それがきちんとした事務文書に載っているかという、そうでもないものですから、果たして、移住と連携ができているかという、そうでもないかもしれませんが、もちろん、担当職員におかれましては、きちんと農林事業、移住事業ということで、分け隔てすることなく、相談がされたときには相談に乗っていただいているんじゃないかなというふうに、私自身としては思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 5番、森澤文王君。

5番（森澤文王君） できているんじゃないかなということで、私も先ほど申したとおり、私は確認しに行っても確認できませんので、皆様にお任せするしかないのですが、うちの町の職員さんの数も十分ではなく、皆さん少数精鋭でやっていらっしゃるということなので、あれこれやってくれという話はそんなにしませんけれども、私たちは日本人でございますので、言い方、表現で心持ちが大分変わってくるんですけど、悪い言い方ですけども、インフルエンザのワクチンを打って、インフルエンザにかかっていたら、おい、効かなかった、おい、で済むんですけど、今、新型コロナだと、ブレイクスルー感染といって、結構深刻な雰囲気になたりするんです。言い方一つで、結果は同じでも違うんですけども、うちの町の行政も、縦割りというのか、専門分野への特化という中で、連携するに当たっての表現が変わってくるので、実行に対する有効性が、縦割りだけどつながりますよりも、専門分野を特化されているところをつないでいきますというのとは、全然、雰囲気が変わってきますので、うまい言い方をしただいて、町の中の連携がしっかり取れるようにやっていただけると幸いかなと思います。

これにて、私の一般質問を終了します。

議長（田中三江君） これで、5番、森澤文王君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時20分からです。

（午後2時04分 休憩）

（午後2時20分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、7番、村田桂子君の発言を許します。

件名は 1. コロナ対策

2. 公共交通の改善についてです。

質問席から願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） それでは、私が最後の質問になりました。お疲れのところだと思えますけれども、よろしくお願ひします。

6月議会に続いて、9月議会でもコロナ対策を質問します。

感染拡大第5波が押し寄せ、連日、新たな感染者が2万人を超え、過去最高を更新し続けていた時点から少しずつ減少しているとはいえ、相変わらず猛威を振るい、自宅療養者が10万人近く、容体が悪化して入院できず、自宅で亡くなるという医療崩壊が続いています。一体、いつになったら収束に向かうのか、不安を覚えない町民はいません。こんにちはこの後の話題は、コロナ感染者のことばかり。今年も、首都圏にいる子供や孫に会えないばかりか、葬儀ができて呼べない、見送りもできないという非常事態が続いています。

長野県でも、連日150人を超す新規感染者が続き、確保病床の5割が埋まることもあり、医療非常事態宣言も出されました。9月5日現在で、陽性者の701人のうち、現在で自宅待機者が246人、調整中が87人、合わせると701人のうち333人が入院できない状況です。しかも、感染者は感染力の強いデルタ株にほとんど置き換えられていること。これまでと違い、子供や若い世代での感染が広がっていることなど、強い感染力があり、従来以上の取組をしなければ、抑え込むことはできないことを痛感しています。

町民の命と健康を守るのが行政の第一の務め。こうした事態を受けて、町はどのような対策を展開するのか。町の取組の強化、安心の保障制度をつくる必要に迫られていると考えますが、町長はどのように取り組まれるのか、まず伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願ひます。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の件につきましては、国や県が管轄するところでございますけれども、関係機関では、大変に逼迫している事態の中で、でき得る限りの尽力をされているというふうに推察をいたします。コロナ対策として、国や県に対して何か働きかけをすることについては、町単独としてではなく、広域等で既に取り組んでいるところでございます。

町として、現状、最も力を注いでおりますのは、ワクチン接種でございます。これを推進することにより、感染拡大予防と町民の皆様の安心につなげたいと考えております。なお、町民の皆様には、基本的な感染予防対策の徹底と、県境をまたぐ移動をできるだけ減らしていただくことなどについて、ホームページや有線放送などで、私自身、メッセージを発出したところでございます。

以上でございます。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 国は、原則自宅療養という方針をやっておりまして、また、2つ目には、国の責任でこういうことが広がったために、自宅で感染が急激に悪化して亡くなってしまうというようなことがありました。やっぱり、国の責任で入院病床を確保することとか、宿泊療養施設の確保、それから臨時の医療施設の大規模な増設・確保を求めることが必要だと思いますが、町長としては、この点についてはどのような働きかけをされたのでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 先ほども申し上げました。これは、一市町村ではなくて、やはり私ども、今、広域を組んでおります。そういった広域の中で、やはり多くの地域の声としてつなげていただくように、私どもはやっぱり、広域連合の会議の中でも申し上げてきております。また、それが一つ一つ、つないでいただいております。ただ、やはり感染拡大が、長野県下も一時期かなりの感染が出ました。そのときには、国云々というより、自分たちの地域のことによってやっぱり重きが向いたという時期もございましたけども、総じてやはり、国や県が行うべきことについては、しっかりとつないでいこうということを進めてきております。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 広域でというお話で、それでいいと思うんですけども、具体的に、私、大変許せないのが、このコロナが大変感染拡大しているときに、75歳以上の高齢者、一定の所得の人の以上の2割を導入するとか、最も身近な公立病院、公的病院、ここだったら川西病院とか下級の病院なのかもそうなんですけども、その縮小・統廃合の方針が閣議決定されたということは、とても許せない。本当に病床確保して、きっちと対応しなきゃいけないときに、こういう負担増やらベッドの縮小やらということを閣議決定していること自体がとても許せないと思うんですが、これは町長として国に撤回を求めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今、議員のほうから町長が国に求めるべきではないかというお話ありました。

先ほど来から繰り返しになりますけど、やはり末端市町村のトップが国に求めるということは、よほどのことがない限りは難しい。これは、その効果という問題についても疑問符がつくというふうに思われます。

まず、今、議員のおっしゃっていただいた質問の中の、2つあったかと思いますが、1つ目は、75歳以上の高齢者の医療費の負担2割導入という問題でありますけども、この一定の収入がある75歳以上の医療費負担を、現行の1割から2割に引き上げる法案が国では成立をしているわけでありまして。引上げ時期はご案内のとおり、2022年度後半というふうに言われておりますが、今後定めることとされました。背景は、人口

の多い団塊の世代が75歳以上になり始めるに当たり、現役世代との負担の調整を図るということでございます。こうした社会保障費の増大に対する負担の在り方については、またこれ大変難しい問題でありまして、国県の動向に注視してまいりたいというふうに、私どもの立場からは考えております。

2番目の、いわゆる公立公的病院の縮小・統廃合、ベッド数の削減と、こういった方針が出ているんじゃないかと、これについてどうかということではありますが、2019年9月に突然公表された、公立公的病院の再編・統合の検討要請については、地域住民や多くの関係者に大きな動揺を与え、今日に至っております。ここで対象とされた川西赤十字病院は、回復期や慢性期の患者を受け入れるとともに、図らずも現在では、新型コロナウイルスワクチンの接種の重要な担い手となっており、地域になくてはならない病院であります。

町では、川西保健衛生施設組合を通じて運営費の補助も当然しているところでありますし、病院では医師の確保にも努め、医療体制の充実も図っているところであります。あくまでも、公表は再検証の要請ということではありますが、公表直後に全国知事会などで、地方3団体と国で協議を行われましたけれども、公表の撤回には至ってはいないという状況であります。

町としては、引き続き、病院や川西保健衛生施設組合構成市町と協議を継続して、状況に応じて必要な対応をしてまいりたいというふうに強く感じております。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 一般的な言葉ではなく、やはり立科町として、川西日赤がなくはならない病院だとか、やっぱり高齢者の負担を軽くして、できるだけ病院にかかれる状況をつくるという点からすれば、一般論ではなく、町民の命を守るという立場で、私ははっきりと発言をしていただきたいなということを申し上げておきます。

それでは、質問に移ります。

1点目は、国保加入の事業者・フリーターへの傷病手当創設を、です。

6月議会でも、この制度の必要性を説き、安心の町をつくる上でも、ぜひ傷病手当を新設すべきと求めてきました。

立科町でも、クラスターでの感染拡大や、子から親に、親から職場へと、感染が急拡大する危険性は以前にも増して高まっていると思います。感染した場合、仕事に行かれないリスクを少し手も補うために、国保加入者の傷病手当支給制度の網から漏れている国保加入の事業者にも、傷病手当や特別支援制度を急いで設置すべきではないかということ、前回は求めてきました。この感染急拡大を受けて、安心、安全、つまり、もし万一、自分が感染をして仕事に行かなくなった場合の収入の補償ですよね、休業補償制度をつくっておくということは、とても大事なことだと思うんですが、なぜこの町ではつくらないんでしょうか、その設けない理由を担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

まず、事業主やフリーターということでございますけれども、個人の事業主ということであり、所得形態が事業収入ということであれば、事業者に対する経済的な支援策の対象となる可能性があり、何の支援もされないわけではないということでもあります。

対象となる場合には、傷病手当金が、罹患またはその疑いで療養した場合のみ支給されるのに対し、罹患していなくても支給されることとなります。その上で、仮に傷病手当金も支給されるとなれば、事業主のほうが被用者よりも手厚いという解釈をすることもできます。

一方、フリーターということであり、所得形態が給与収入ということであれば、それは傷病手当金などの対象になることが考えられます。独自の傷病手当金を設けない理由ということでございますけれども、これまでも繰り返し申し上げてきましたとおり、国保の傷病手当金は国の示した制度にのっとって施行しているものであり、その趣旨からして、当町だけではなく、言わば、全国的に影響することですので、国のレベルで方針を決定するのが適当だというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 町民課長は、私は誤解しているかなと思います。

先ほど言われた、個人事業主に対して様々な経済政策があるというのは、あくまでも経済対策ですよ。それは、国保事業者に限ったものではありません。一般の人も経営が落ち込めば、それはちゃんと保障されるというか、一定の制度があるわけです。私が申し上げているのは、病気になって仕事ができないことに対する保障です。考え方が違う。ここをまず、ちゃんと切り分けていただきたいと思います。

次に、国の制度でやるべき、これは当然のことです。国が、私は欠陥だと思っています。雇われた人しか給料が保障されないというのであれば、例えば、立科町は観光と農業の町と言いますが、農民の方たち、それから観光事業者の皆さんたちは、この国保に加入している人たちはほとんど該当になるわけです。そういう方たちが病気によって就労ができないときの保障がないということを申し上げます。

これは、国の制度としてやるべきだということなんですけれども、国の穴があるときに、地方自治体が補うのは当然のことだと思います。実際に、既に、6月30日現在ですけれども、15自治体が事業主まで対象を広げ、11の自治体が傷病見舞金という制度をつくっています。例えば、伊那市では、昨年の10月の臨時議会で、国保の傷病手当金を事業主まで広げることを全会一致で採択して、10月から制度を開始しています。予算は500万円で、どういう計算かということ、個人事業主は日額5,000円で1,000日分を計上しているということでした。早速、この制度をつくってすぐに、伊那市でも感染された個人事業主の方がいらっちゃって、この制度を使って、補償されて大変助か

ったというお話を聞いています。

また、辰野町は、一律7万円の見舞金を出すという制度をつくっています。なぜ7万円なんですかと聞きますと、1日5,000円で、2週間、14日分ということで7万円で、一体、どのくらい予算措置したんですかと聞きましたら、5人分だそうです。そんなに大勢が対象になるとは考えにくいということで、5人分の補償をしていますので、35万円の予算措置をしていて、実績どうでしょうかと言ったら、もう2人の方が対象になって、実際に見舞金を支給されたということでした。国保の会計でやっているんですかと聞きましたら、一般施策としてやっているということなんですね。ですから、これ、創生臨時交付金なんかも使えるはずなんですよ。一般会計より支出をしまして、予算化、僅か35万円で、つくったらすぐに対象になる人がいて、2人の方が対象になって助かったというお話を、つくつといてよかったというお話でした。

また、南信のほうでは、駒ヶ根市とか上伊那市でも実施しています。やはり、これって保険じゃないですけど、町長も保険に入っていらっしゃると思うんですけど、万一、病気になったときの保障として掛けておけば、ならないにこしたことはないけど、なったときには入院した時に5,000円が出るとか、そういうのありますよね、その保険だと思うんですよ。つまり、町として、もし万一、そうなったら、こういう制度があるということをつくってあげることが安心、安全の町につながるんだと思うんです。

島根県石見町というのは、このコロナの問題が起こったときに、そうして国が、働いている人——いわゆる被用者の方が感染された場合には、給与の3分の2を支給するという、そのことが打ち出された段階から、じゃあ、個人事業主はどうなんだと、雇われていない人たち——ペンションのオーナーとか、農家の方とか、そういう人たちが感染した場合に何の保障もないじゃないかといって、直ちに石見町は要綱をつくったんです、全く被用者と同じです。前年の所得を365で割って、掛ける3分の2、掛ける療養日数、マイナス4ですけど、4日分は引きますけれども、傷病手当金をつくりました。

やっぱり、何かあったときに、直ちにそれに対応しておく、穴があってはいけないわけです。被用者の方は保障されるけど、個人事業主の方は病気になっても何の保障もないというのは、これはどう考えても、憲法の下に平等に、私は反するのだと思います。だから、国のやっていることは穴が空いているんです、明らかに穴が空いています。その穴を埋めるのが、本当は国がやらなきゃいけないんですけど、穴があると思ったからこそ、今、申し上げた自治体では、ちゃんと自分の頭で考えて、これは大変なことだと、穴を塞いでおかなくっちゃとって、ちゃんと手当を、こういう制度をつくったということだと思えます。

ここまで申し上げて、やっぱり、これだけの感染拡大の中で、この安心、安全、もし個人事業主がなったらという、その場合に、この制度がありますよと、前年所得は、

みんな確定申告出してありますから、365で割って、掛ける療養日数でもいいし、先ほどの辰野町のように7万円の見舞金でもいいですし、そういうことを用意してあげることが、安心、安全なんじゃないかと思います。これについて、町長、最後にお願ひします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今、いろいろ、議員からいろんな事例も入れてお話がありました。

私は、これは前々から申し上げているように、末端市町村のやること、県がやること、国がやること、これはある意味、少し耳触りがいいから、じゃあ、それを取り入れましょうということをやっていきますと、末端の市町村が、やっぱりこれから持続可能な町づくりを続けていくためには、非常に大きな足かせにもなるし、また、行政の平等性ということを考えますと、この問題だけでなく、ありとあらゆる問題に対してそういった穴、いわゆる国、県の部分のところで穴が空いた場合に、それを補完していくのかということになると、これは大変な疑問点だと思います。

今回の、今、議員のおっしゃっていただいたこととして承っておきますが、少なくとも、やはり議員もご案内のとおり、国に押し上げるということは当然できるわけですので、その、やっぱり行動が、この今のこの中で出ているのかということになると、私はその点、非常に疑問であります。そういったことをしっかりと、国民挙げて出てくると、そういう機運が出てこなければおかしい。そのことは全国民が考えて、そういうこと、そのとおりだということであれば、そのように進めていくべきであります。

私ども、末端の市町村のほうでいろんなことをやっていくということになりますと、とてもではないですが、そこにどんな財源をどのように確保していくかということでは、このコロナの中で税収もかなりの落ち込みがあります。そういったことを考えますと、やはり私ども、確かに町民一人一人を平等に支援していかなければいけないということは当たり前でありますけれども、そののところには必ず、財源というものもついて回ります。加えて、やはり私は、今回のコロナウイルスの対策の一番の根幹は、今、国の問題はどうにしろ、今、私ども、佐久市との共同接種の事業を進めております。これもいろんな面の、任期の問題、それから若者の対策、こういったものも含めていろんなことを佐久市と協議しながら、でき得る限り、このコロナの感染拡大が広がらないように、そして地域の皆さんが安心していただけるように、ワクチン接種に全力を傾注しております。そのことは、議員もご案内のとおりだというふうに思います。こういった問題は、議員も前回、また、今回もこの傷病手当金のこれらの事業主関係に出てきておりますけれども、いずれにしても、私どもの目指す行政の方針というものもご理解をいただきたい。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 残念な答弁かなと思います。

地方分権一括法以来です、地域のことは地域で決められると。特に、首長ですから、

国が穴があったら、地方自治体がそれを補うと、その権限もあるわけです。財源もコロナに対する臨時財政交付金もありますので、そういうのを活用して、よそもやっているの、よいことはやっぱりやってもらいたいと思います。これは、よそがやっているからやるべきものというんじゃなくて、穴があってはいけないということを申し上げておきたいと思います。

これ以上言っても進まないの、これで終わりますけれども、それだけ首長は権限があり、住民の命を預かっているんだぞというところでは、安心、安全の装置を作るだけの権限を持ち、力もあるということは申し上げておきたいと思います。とても残念な答弁でした。

次、2点目行きます。

P C R検査・抗体・高原検査です。

必要な人に、無料の検査体制、キット配付をということです。

南牧村では、2020年の12月1日改定で、P C R検査無料の、検査料の全額補助制度をつくっています。検査の領収書添付で支払って、また、村が用意した検査キットを送って検査をしてもらって、その料金も村の負担です。対象は、村民。村外に出ている住民などが、帰省するときに検査をした場合のその費用も落ちます。また、医療機関や福祉施設等に働く人も受けられまして、何度でも受けられるということです。

ちょっと、ご覧いただきたいのですが、これが南牧村のホームページです。こんな感じですけども、P C R検査、費用無料、費用補助ということで、おかえり、ただいまが気持ちよく言えるように、P C R検査を受診しましょうという、こういう大きな呼びかけの中で、村外に居住している人が南牧村に帰省するとき、あるいは住所がある方が感染拡大地域から帰ってきたとき、そして村内の医療機関や社会福祉施設で勤務している人たちは何度でも、3万円の範囲内で受けることができます。村自身が無料の検査キットを持っていて、それを送って、返送して検査してもらったその費用を補助すると、そういう形になっています。ちなみに、どのくらいかかるんでしょうかと聞いてみましたら、唾液検査で、令和3年度の予算では8,500円、ワンキットするんだそうですけど、それが20個分で、既にもう、補正を組んだそうです。また、この6月で20個の補正を組んで、それだけ使われているということで、予算は検査費用も含めて100万円、これは一般施策として予算化をされているようです。

また、小海町では、これはもっと、さらに簡単なんですけど、これも上限3万円なんですけど、各個人の検査費用を補助する、100%ということで、町が別に検査キットを持っているわけではなく、各個人が受けた場合にその費用を払うということで、300万円の予算化されています。3万円掛ける100人分です。現在までに30件あったそうです。なんと、8月で20件の申請があったということで、大変感染が心配される状況だったんだなということで、これはP C R検査や抗原・抗体検査など、上限まで何度でもオーケーだということです。町の出身者であれば、学生に限らず、働いていた

り、結婚したりした人が帰省した場合にも、その検査費用を補助するということで、安心して小海町に帰ってきてもらいたいという、そういう制度をつくっているそうです。

佐久市でも、抗原キット、検査キットについて、これから考えようかという動きがあるようです。

この近隣が、大変、蔓延をしている状況の中で、蔓延地域に行った場合、自分はどうかだったんだろうかと非常に心配だったりしたときに、ちゃんと検査が受けられるということも、これまたとても安心できる材料ではないかなと。もし、こういうことがもっと早く行われていれば、夏の成人式もできたのではないかなということを感じています。これは、それぞれのところがどういう気持ちで町民を迎えるかということに関わってくると思うんですけども、これについて、無料の検査キット配付、もしくは抗原検査、PCR検査などに対する補助制度、町民からもお手紙が届いていまして、全額とは言わない、せめて半額補助の制度はないのかと、私も折に触れて申し上げていますけれども、そういうのをぜひつくってほしいというご意見も頂いているところなんですけど、これについてはいかがでしょうか。僅かな金額が予算化されて、全部使われるわけではないと思いますが、これまた保障の、気持ちの問題かなとも思っていますので、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

まず、これらの検査につきまして、町単独で実施することは大変難しいところではありますけれども、先般、長野県によりまして、8月の23日から26日の4日間、佐久・上田会場で感染拡大地域と往來のあった方を対象に、PCR検査が行われたところであり、これを機に、希望する町民の方には受けていただこうと、町でも積極的に広報したところでもあります。

また、佐久市で抗原検査キットの配付を開始するという件についてですが、問合せをしましたところ、詳細は現在検討中ということでございました。

また、ただいま南佐久のほうで、幾つかの自治体が検査費用の補助制度ということを実施しているというお話でございますが、それぞれの自治体の事情はあるかと思えます。

当町といたしまして考えましたところ、県の対策といたしまして、抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業の実施について公表がされました。陽性者の早期発見を図るため、市町村と連携をし、抗原簡易キットを配付する事業ということでございますので、これの内容を確認し検討したいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 紹介したかいはありました。ぜひ、検討していただいて、このまま、ず

っと収まってくれば、それにこしたことはないんですけど、まだまだ予断を許さないものですから、やっぱり首都圏を往来した折に検査をしたい、あるいはどうしても行かなきゃなんない、いろんな事情があると思いますので、そういう安心、安全の装置として、ぜひ、私は実施を求めておきたいと思います。

次に、3点目に、陽性者の保護・療養体制はどのようにということを質問しました。

実際に、自分が感染するリスクがかなり高まっているということを、肌で感じています。そうした場合の療養体制については、町民に知らせておく必要があるのではないのでしょうか。発熱や味覚障害などの症状が出たら発熱外来に行くということで、立科町の近隣の医療施設とはどこなのか、具体的にお知らせをください。そしてまた、陽性が判明した場合の療養施設はどこになるか、家庭内感染の危険性が大変現実的なものになっていますので、先ほど申し上げましたが、実際、なかなか入院ができないと、入所できない人が約半数以上いるような状況になっていますので、その宿泊施設とか療養施設は、立科町の場合はどこになっているのかお伺いしたいと思います。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

症状があった場合の発熱外来などにつきましては、一般に公表されておらず、私どもにも明かされておられません。まずは身近な医療機関か保健所に電話でご相談をいただき、そこから対応できる医療機関をお知らせすることになります。このことは、町のホームページ、新型コロナウイルス感染症総合サイトに掲載しており、そこからさらに詳しい長野県公式ホームページにリンクをしております。

2つ目といたしまして、この感染症は、指定感染症でございますので、陽性者の保護、療養体制、施設の確保に至るまで、県の管轄するところとなります。その内容につきましては、陽性者個人の情報ははじめ個別の状況、施設などの運用に至るまで、全てにおいて公表されておられませんし、私どもにも明かされておられませんので、お答えすることはできないところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） それでは、そこは県の管轄だから信頼してやるしかないと思うんです。

誰もが症状が出た場合に、安心して入院ができるようにというふうに願うわけですけど。

政府が、重傷者以外は自宅だという方針を出して、それで自宅療養を余儀なくされて、自宅で亡くなる人が相次いでいるという状況があります。やっぱり、これ、原則自宅療養という方針でやっている限り、そういうことが起こるわけで、やっぱり、ちゃんと病床確保やら医療にかかれる状況をつくっておかなくちゃいけないと思うんですけど、これを原則自宅療養の方針撤回を、ぜひ求めるべきではないかと思うんですが、町長、ここをお願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 議員、おっしゃるとおり、確かに今、いろんな情報源の中で、報道なんか聞いていますと、自宅にいて、軽症であっても重症化するというような事例もございます。これは大変ゆゆしき問題ではあります。ですが、私ども、今、立科町でもそういった感染者が僅かではありますけれども出ております。これについては、逐一、私ども、互いに、個人情報ですので、他に漏らすことは一切できませんが、やはり関係者の共有する中で、その陽性者に対しての状況判断、それからそれに対する、いわゆる接触者、濃厚接触者もそうですが、そういった情報源について、しっかりと確認をしながら、即、その皆さん方が重症化しないように、そういった関係の中では意を持って、毎日を、私どもは対応しているということでもありますので、ご理解をいただきたいし、また、もっと大きな市とか、そういったところで大きな数が出てくれば、これはそういうわけにはいかないでしょうから、今、議員、おっしゃるようなこともあるかも分かりませんが、私どものところは、今のところそういった体制の中でしっかりと責任を持ってやらせていただいております。ただ、これも個人の情報であります。私、よくホームページ、あるいは有線等でも流しておりますが、やはり個人の尊厳、そして個人の情報保護という観点の中から考えますと、誹謗中傷とかそういったことが起きないように、そのことがやはり今後の、そういった陽性された皆さん方の今後に大きな足かせにもなるということも考えられますので、その辺については、どこで出てどうなったということではなくて、そののところがしっかりと、関係する行政が保護してやるということかというふうに思っております。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 町政でも国政でも、命を守るということを最優先にした行政になることを心から求めておきまして、この1問目は終わります。

議長（田中三江君） 一般質問の途中ですが、ここで議場換気のため、暫時休憩とします。再開は3時からです。

（午後2時55分 休憩）

（午後3時00分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

7番、村田桂子君に一般質問の続きを許します。

7番（村田桂子君） それでは、2番目の質問に移ります。

公共交通の改善についてです。

先日の全協におきまして、千曲バスによる中仙道路線の撤退が報告され、それに代わる代替案として、佐久市・立科町の共同運営による新ルート案が公表されました。千曲バスが中仙道線から撤退したのは、人口減少や運転免許取得者の増加による公共

交通利用者の減少で、営業が年々悪化していたことに加え、コロナ禍でステイホームが要請され、イベントなどの自粛で人の往来が減ることが求められており、交通業者が、いよいよ営業として成り立たない事態となったことが突きつけられました。

つまりは、地域の交通は、町など公共自治体が政策として、本腰で取り組まなければならない課題となったこと。いよいよ町の責任として、町民の交通権を保障しなければならない事態になったこと。新しい段階に至ったのではないのでしょうか。

行政の支えなしには、住民の交通権は保障されないのです。佐久市では、これまでもデマンドバスでしたが、バス停の乗り降りができない高齢者が増えてきたことから、特に買物など重い荷物を持った帰り、バス停から自宅までの道のりがなかなか大変ということで、ついに、ドア・ツー・ドア——自宅の玄関先から目的地までの交通に、この10月からやってみる、試行運行だそうです。しかも料金は200円、令和5年度から本格運行の予定と伺いました。

小諸市は、通勤・通学の足として、朝夕の定時・定路線のバスとそれ以外の時間帯はデマンドタクシー「こもろ愛のりくん」と言うんだそうですが。これを5方面に分けて運行し、コールセンターを設けて、そこに市民が電話をして調整するということでした。当日は、利用の1時間前までに連絡すれば迎えに来るとというのが、そういう方式です。

今回の質問は、高齢社会を迎え、バス停まで行かれない住民も増えている中、高齢者などが外出しやすい交通体系をつくるのが安心の町・活気ある町づくりの要と考えるんですが、こうした近隣市町の新たな対策を受けて、当町の公共交通政策の改善はどのように考えるのか、町長のご認識と改善への方針をまず伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 議員の質問にお答えをさせていただきます。

当町では、平成30年度に立科町地域交通網形成計画を策定し、この計画に基づき、令和2年4月よりルートやダイヤを再編した新たなたてしなスマイル交通の運行を始めております。

この計画は、町民の皆様からのアンケート調査での結果と、実際に利用している方の意向に沿い、現在の運行形態である定時・定路線型を選択をしております。

近隣市町で取組等については把握しておりますが、他の地域で有効なものが必ずしも当町にも当てはまるとは限りませんので、現在の公共交通のベースとなるこの計画の5年の計画期間が終了し、更新する際には改めて町民の皆さん、実際の利用者の皆さんにご意見を聞き、よりよい公共交通を確保できるよう改善のための策を考えてまいります。

そして、将来にわたり持続可能な地域公共交通を目指し、努めてまいりますのでご理解を賜りたい。よろしく願い申し上げます。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） ただいま、町長の答弁で計画等ございましたので、その詳細等についてお答えいたします。

現在、立科町内の主要な公共交通は、たてしなスマイル交通の定時・定路線型のバスと、民間事業者によるタクシーの運行であります。たてしなスマイル交通は一部地域を除き、町内ほぼ全域を網羅しております。

バス停まで行けない住民も増えているとのことですが、たてしなスマイル交通では、令和2年度からルートやダイヤを再編した新しい運行がスタートしており、この見直しの際には、バス停が遠いという課題を改善するため、町民の方との意見交換会で頂いたご意見を参考にしたほか、人口分布や住宅の所在などを確認した上で、バス停を4か所増設し、現在は全80か所のバス停として、利便性の向上に努めております。

また、バスを利用いただくことが難しい障がいをお持ちの方や高齢者を含め、年齢に関係なく、バス停まで自力歩行が困難な方に加え、要介護・要支援事業対象認定者の方などを対象に、ドア・ツー・ドアで乗車できるタクシーをご利用いただくために、福祉型デマンドタクシーの運行を行い、利用料の一部に補助をしております。

こうした行政主体の施策に加え、民間のタクシー業者にも町民の皆さんの移動手段確保にはご尽力いただいております。一般的な誰もが利用できるタクシーに加え、近年では、障がいをお持ちの方や、介護が必要な方を専門で輸送する福祉輸送限定の事業者も町内で設立されております。

そして、当町のたてしなスマイル交通は、計画策定の際に実施した、実際にバスを利用している方を対象に行った調査においては、約70%が現状を基本に改善を行ってほしい、または、現状に満足しているにご回答を頂いており、デマンド型の交通に移行することを前提にした新たな交通サービスの導入を望まれた方は、約14%にとどまりました。

この結果から、実際に利用している方のご意見に沿い、現在の運行形態を選択しております。また、736名からご回答を頂いた町民アンケート調査結果でもドア・ツー・ドアのデマンドを望まれた方は、18.5%にとどまっております。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） たくさん申し上げたいことがありますが、時間がありますので、特化して質問をしたいと思います。

いよいよ10月から新しい公共交通スタートするわけですが、先ほど申し上げましたように、朝夕の便しか中仙道線が確保されていないということです。その後のやっば

り町民なんかは昼間、日中ですね、どうするんだということで大変不安が寄せられているわけですが、それについての改善案は、議会に報告してから大分時間が経ちましたので、10月から新しい公共交通スタートするに当たって、この穴のところがどのように埋められるのか、行政としてのお考えをお示してください。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

先ほど、全員協議会に出したんですけれども、これまで佐久市、千曲バス株式会社との調整や委託運行に関する協議も進めてまいりましたが、8月に国土交通省への許認可が承認されたことから、議会に提出した時刻表等のとおり、現在は決定をされております。

ただし、中仙道線の平日の日中及び土日祝日等の減便に伴い、町独自の移動手段確保が必要と考えており、平日の日中及び土日祝日等の移動手段確保のために、民間の事業者などを活用することを検討しておりますが、課題等もあり、調整が必要な状況であります。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） まあ、今9月の初旬です。今月末には結論得ないと、10月になってからは病院に行ったはいいけど帰れないといった事態が生まれるわけですよ。先ほど、調整中だとおっしゃったんですけど、一体いつまでに、まずその穴を埋めるのか、スケジュールですね、そこをまずお示しいただきたいです。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

先ほど言われたとおり、早くしたいとは考えておりますが、より利便性が高く、町民が使いやすいものになるよう新しい制度等の活用も研究し、国土交通省の運輸局とも協議をしており、それらに時間がかかり、すぐには開始できない状況であります。

そのような状況でございまして、まだ、しっかりと見通しが立っておりませんので、この場でいつとはお答えできない状況でございます。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 行政は継続が大事だということを、私も伺っているとこなんですけれど、もう、ここで断ち切られるわけですよ。9月末までしか日中の移動はできないよと、中仙道線ついてはね。ここは、穴を埋めてもらわなくちゃ困るので、いつになるか分からないということでは、私、行政の責任は果たせないなということは申し上げておきたいと思います。

それで、提案なんですけど、例えば、御代田町は300円で、1,000円分の距離が走れるようなタクシー券への補助制度というのをやっけていまして、大変効果を上げています。そういうこととか、あるいは茂田井方面、例えば、佐久市の茂田井までには200

円で来れるわけですね、佐久市民の方はね。市民病院からでも、医療センターから茂田井まで200円で来れるわけですね。それにプラスして、立科町、200円上乗せして町内まで運んでもらえるとかね、そういう協議ができないかとか。まだ穴が埋まらないうちは町民限定のデマンドタクシー、町内にタクシー会社があるわけですけど、そこと委託を結んで、病院からの帰り、町民の皆さんを移送するとか、そういうようなことが考えられないのかどうかです。穴です、穴が空いたままですというんでは本当困るんです。朝7時台、8時台のバスで病院に行って、終わって帰ろうと思っても夕方4時まで、そこで足止めを食らうということになりますので、ここの対策をどうするかという点では、私は知恵を絞っていただかなくちゃいけないと思うんですが、これについて、もう一度お願いします。今、提案は申し上げましたけれど。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

今、考えているのが、ご提案の1に近いものをいろいろな角度から、多角的に検討しております。先ほども申したとおり、早く開始したいとは考えておりますが、まだ、しっかりとした見通しが立っていないため、いつということも言えずに、安全性もあるので、しっかりと検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 先ほど申し上げましたけど、お医者さんにかかるというのは、本命に関わる、健康に関わる問題ですので、やっぱり、この交通権をきちんと保障するっていうのが行政の仕事だと私は思っています。そういう点で、いつになるか分からないっていうんでは、穴が空いたままの状態が長く保持されているっていうのは、本当に大問題だと思います。これは、もう大体取組が遅かったというのは、この間、本会議で申し上げましたけれど、9月末で切り替わることが分かっていたので、それまでにきちっと対策を取って、こうなりますが、うちの町としてはこうしますっていうのを同時に提示するのが、行政の仕事かなという点では、ちょっと残念な結果だになっていうか、ちょっと大問題かなということは申し上げておきたいと思っておりますので、急いで対策を取っていただきたいと思っております。

次、行きます。

次、土日の対応なんですけど、観光客の対応も含めて、この土日祝祭日に走らなくなるといことは、これは大打撃ではないかなと。白樺線の利用なんかも見させていただいたんですけど、コンスタントにあるんですね、ずーっとあるんです、土日祝日も。ですので、そこをどうやって観光客を当町に来ていただけるかというところは、政策的にも確保しなくちゃいけないと思うんですが、これについては、いかがなんでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

先ほどお答えした民間の事業者などの活用では、土日祝祭日等の運行も考えており、観光客の対応についても、併せて検討しております。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） やっぱり、観光地に人を運ばなくちゃいけないので、バス便が全くないというのでは、もう来なくて結構ですと言っているようなものですから、これは、ぜひ土日祝日祭日、きちっと交通が確保されるように早めをお願いいたします。

大体、タクシーだけになると七、八千円、山まで行くと1万円近くになりますからね、これに対して、行政がきちっと対応するかどうかというの、観光客を町に呼び込む気持ちがあるかどうか問われる問題ではないかなというふうに思います。このことを申し上げておきたいと思います。

最後に、福祉型デマンドタクシーのお話がありました。免許証返納の方とかも含めて、登録人数も増えているということは私も聞きました。そして、タクシーの利用ができなくなっている一つの原因には、料金が高過ぎるのではないかと、まっ、高過ぎるという声が届いています。免許返納者を増やす意味からも料金を下げて、利用しやすべきだと思うんですが、スマイル交通並みに引き下げたらどうかと。障がいを持っている人は、普通の交通運賃の半額というのが、国のほうでも保障されていることですよね、政策的にそうになっているんですが、600円はあまりにも高いと、下げるべきではないかと。このたび、佐久市と町とがやっている共同運行では、これだけの距離を200円で運行しているということの整合性考えると、この600円はあまりにも高いのではないかなと。一般施策として、200円に統一すべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

福祉型デマンドタクシーの料金については、たてしなスマイル交通の最大運賃500円より高く、タクシー初乗り料金より安いということで、設定された経過がございます。

ドア・ツー・ドアであることや、ご自身の都合に合わせて時間を選択できること等、バスよりも利便性が高いことを考えますと、一乗車の利用料600円は妥当であると捉えております。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 課長のそのお答えは前と同じですよね、全くね。私、前段で佐久市も小諸市もこうやってきたということをする時間を割いて説明したのは、もはや、民間業者も撤退するほどの状況になっているんだよと、新しい段階に入っているんだよって

ことを分かってもらおうと思って申し上げたんですよね。いわゆる費用対効果でやっているには、もう民間業者は手を引くしかないという、それが今の現状なんだよということ踏まえた上で、やっぱり、町が町民の交通権——病院に行ったり、お買い物に行ったり、生活をする上で必要な、それを保障する段階に来ているのではないですかということ、時間を割いて申し上げたつもりです。

佐久市も何と30キロくらいのところを200円で走らせようっていう政策的な大転換をしたわけですよね。やっぱり、そういうときなんじゃないですかと、いわんや、福祉型をうたっているのであれば、身体障がいの方や介護の要支援・要介護の方たち、そして免許返上者の方、妊婦の方、そういう方たちは普通の方よりも、さらに安い料金で利用でもできるんじゃないかなと、国でもそうなっていますからね、そういうことが必要ではないんですかということも申し上げた上で、600円というのはどうなんだと、高過ぎるんじゃないか、整合性はあるのかっていうことを私は申し上げているんですね。

前と同じ答えは全然変化がない、進化がないことを、ねっ、ということになりますので、新しい段階を、やっぱり踏まえた上での考え直すべきときにきているのではないかと申し上げているんですが、もう一度お願いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

佐久市はデマンドが基本ですので、時間、あと曜日、土日はやらないということで、佐久市のほうから聞いておりますので、そういったことになるんですけども、うちは土日でもオーケーですし、時間も選べるということで、やっぱり違いはございます。

うちのほうに実際に申請に来る皆さんがいるんですけども、その方にいろんなご意見をお聞きすると、実際に利用される方からは、こんなに回数は必要ない、普段は使わないが、お守りとして登録しておく、免許証返納のときに警察に勧められたから登録しておくとお話の方もおられまして、それで、使用率等も低いような現状だと思っております。今のところ、登録及び利用者手帳の発行自体には本人負担は発生しませんので、要件を拡大した平成30年度から登録者数は増加しておりますが、こういったことから利用はそれほど伸びていないと分析しております。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 私のところには、住民の皆さんとこに入っていきますと、交通不便地域の方どうやって、やっていますかと言ったら、近所の人に助けてもらうとか、親戚の人に買ってもらってくるんだとか、いろんなお話があっていて、やっぱり自分の足で行って品定めしたいけれど、高いからねって、往復1,200円ですからねっていう声は届いています。やっぱり、これは考えるべきときにきているかなと。

最後、時間がないので次の質問に行きたいんですが、これは提案ですけど、やっ

ぱり小諸市とか並みにスマイル交通の利用実態見ますと、幹線ルートの朝夕便はしっかりありますね、コンスタントにずっとあるんです、これは利用されていると。なので、幹線ルートの朝夕便だけを残して、あとは電話で呼ぶ、デマンド型の交通体系に移行すべきときではないかなと。佐久市でも、バスではなくてワゴン車タイプにするそうです。料金も200円で小型化して運行するデマンド型タクシー交通に変更すべきときではないかなと。山エリアと里エリアと2つに分けて運行するといいいんじゃないかと。山エリアは観光客もいるので料金はそのままにして、町民の方であることを示せば200円で利用できるようにすると整合性が図れるんじゃないかなということをご提案したいと思います。

これについてのお答えと、もう一つ、先ほど5年間はそのままということになると、令和7年くらいまでずっとこのままになってしまうのか、ちゃんと改善がその前に図れるのか、これについてのお答えをお願いいたします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

まず、計画の期間ですが、令和元年度から令和5年度という期間になっておりますので、次期計画策定は令和5年中に、まあ、現時点では行う見込みでございます。

先ほどのスマイル交通に対するご提案ですけれども、白樺線については保育園児、小学生等のスクールバスも兼ねておりますので、デマンドタクシー型交通での運行は難しいと考えます。

また、これまでもワゴン車の乗車人数では乗り切れないことも白樺線はございました。そういった面でも、白樺線については難しいと思います。

そして、たてしなスマイル交通の実際の利用者の多くが、本当にデマンドタクシー型を望んでいるのかは疑問を持ちます。冒頭で町長も申し上げたとおり、現在のたてしなスマイル交通の運行形態は、実際の利用者の皆様のご意見を取り入れた運行形態となっており、現時点では新たなデマンド交通の導入の意向はございません。

今後、地域公共交通も形成のマスタープランとなる計画の見直しや、策定の際には、改めて社会情勢や町民の皆さん、利用者の皆様のご意見をお聞きし、また、公共交通機関の運行は事業者の協力なくして、維持・確保は実現しませんので、事業者の皆さんとも協議を行い、最適な地域公共交通の構築に努めてまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君、自席へお戻りください。

これで、7番、村田桂子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

（午後3時26分 散会）